



法務省

MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN

みなさんと身近につながっています

令和7年版

2025



法がまもるしあわせ

私たちが社会生活を営んでいくためには、ルールが必要です。

親子・きょうだいなどの親族関係の整理・登録や、
家に安心して住むことができること、頼んだ材料が手に入れられることなどが、
きちんとルール付けされていなければなりません。

また、他人を傷つけたり、物を盗むような行為をした人が
きちんと処罰されることも、この社会を保つために欠かせない仕組みです。

法務省は、このような社会における基本的なルールを定めるとともに
そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、
刑罰を受けた人の社会復帰を支援するための制度、
登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっています。

また、出入国が適切に行われるようにすること、
人権が尊重されるよう努めたりすること、

さらに、社会の安全を守るために必要な調査等を行うことなども、
法務省の大事な仕事です。



1 法務省のあらまし

機構、沿革、定員と予算	3
-------------	---

2 特集

特集1：再犯防止の推進	5
特集2：犯罪被害者等への支援	11
特集3：所有者不明土地等対策の推進	13
特集4：外国人との共生社会の実現に向けた施策の推進	15
特集5：司法外交の推進	17

3 各部局等業務紹介

大臣官房	19
国際課	21
施設課	23
司法法制部	25
民事局	27
刑事局	29
矯正局	31
保護局	33
人権擁護局	35
訟務局	37
出入国在留管理庁	39
公安調査庁	41
公安審査委員会	42
法務総合研究所	43

4 資格・採用

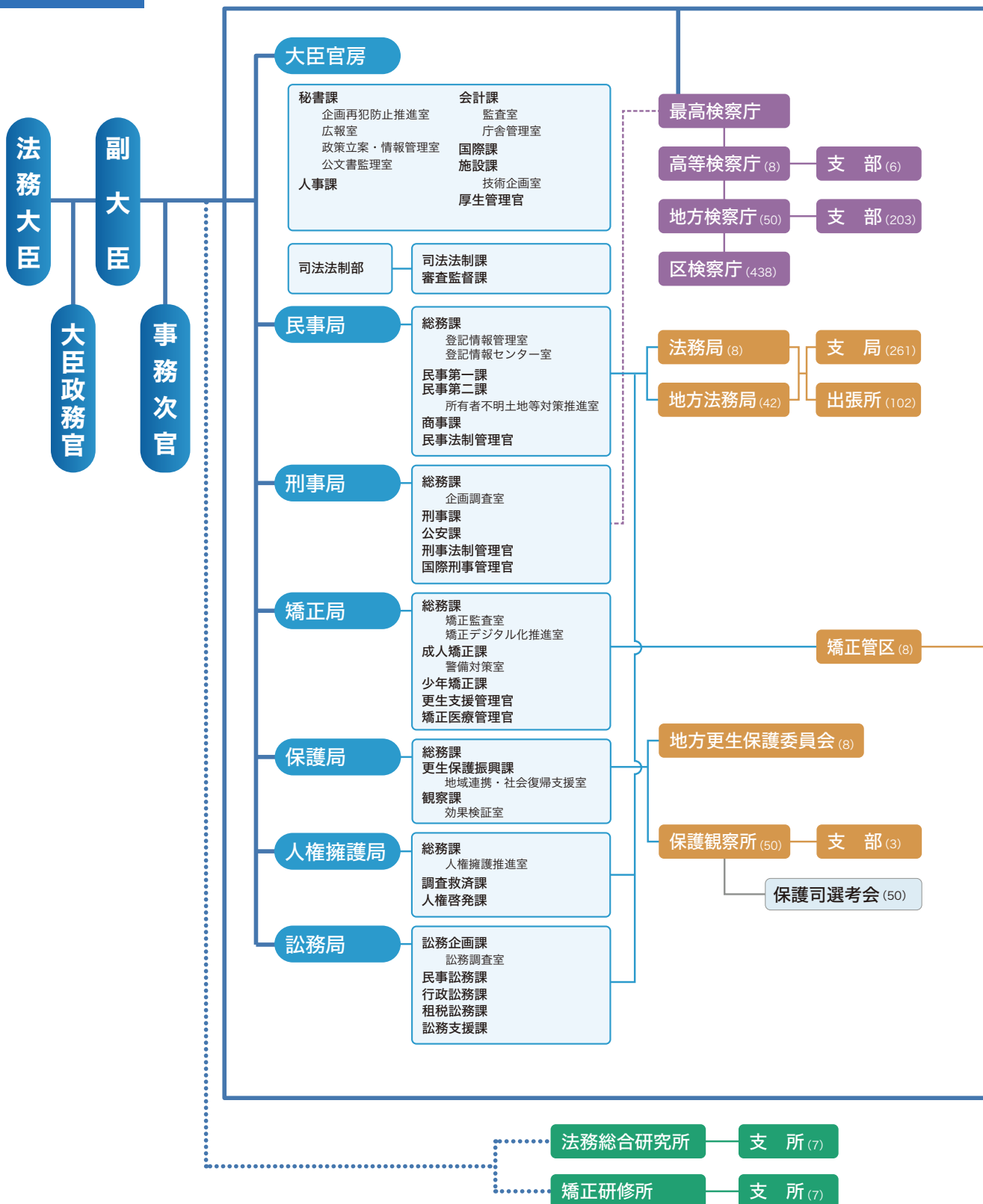
資格試験	45
採用試験	46

5 法務省をもっと身近に！

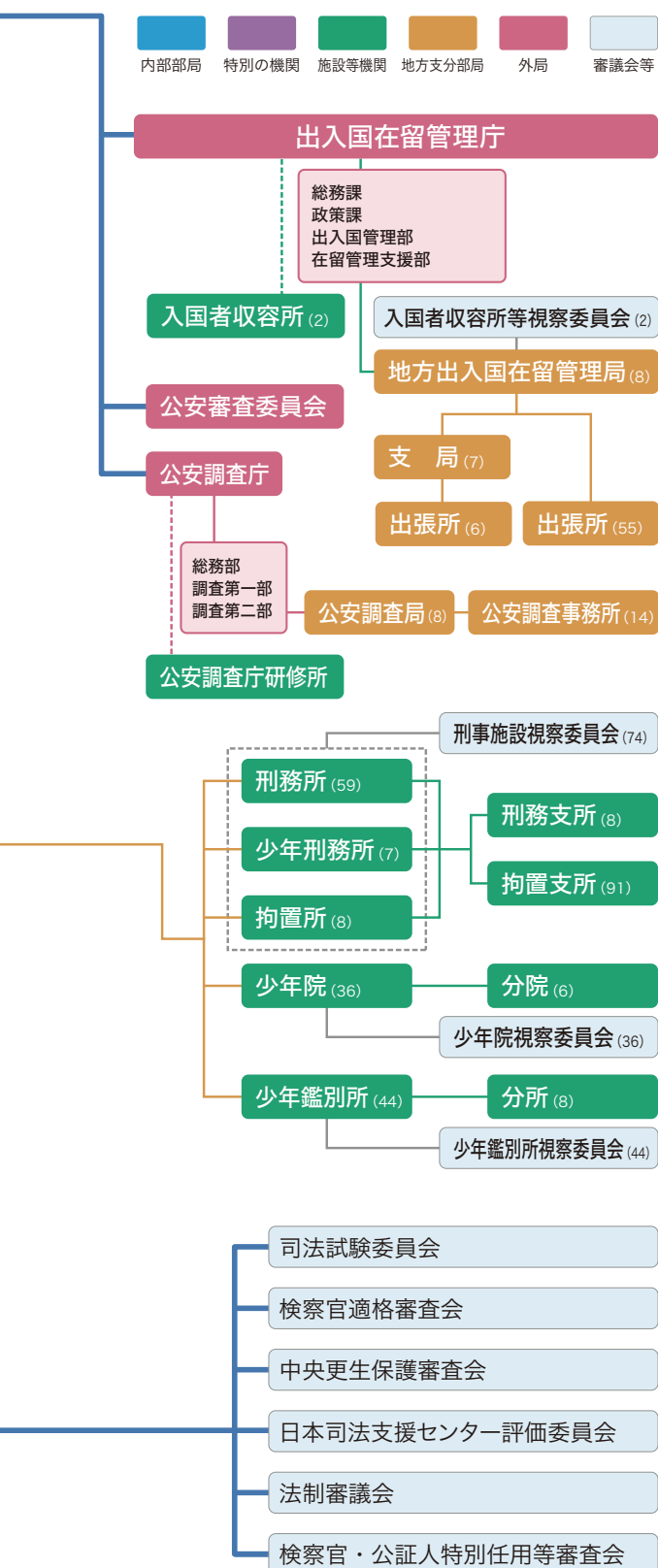
法務省赤れんが棟の歴史	47
主な記念日、週間・月間行事	49
きっずる一む	51
「法務省」のこともっと知りたい！学びたい！	54

法務省のあらまし

機構図



()内の数字は、組織体の数を示す(令和7年4月1日)



沿革

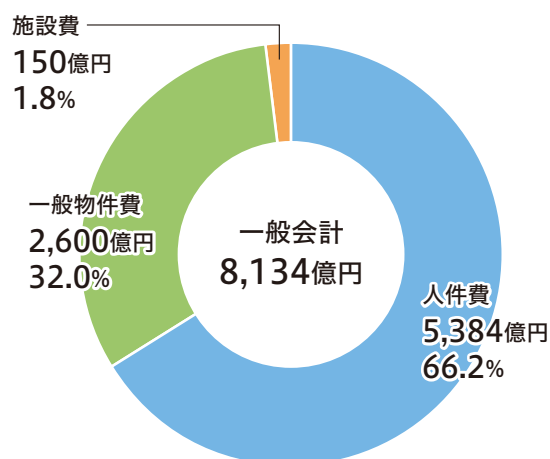
明治 4年	● 司法省設置
昭和22年	● 司法省から分離され、最高裁の所管に移管
昭和23年	● 法務庁設置(司法省廃止)
昭和24年	● 法務府に改称(3長官、11局制)
昭和27年	● 法務省に改称(大臣官房、7局制)
平成13年	● 中央省庁組織改編(大臣官房、6局制)
平成27年	● 訟務局の新設(大臣官房、7局制)
平成31年	● 出入国在留管理庁の新設(大臣官房、6局制)

定員 (令和7年度)

法務本省	892人
法務総合研究所	84人
法務局	8,946人
検察庁	11,858人
矯正官署	23,515人
更生保護官署	1,859人
出入国在留管理庁	6,499人
公安審査委員会	4人
公安調査庁	1,830人
(注)法務本省には、特別職を含む。	計 55,487人

予算 (令和7年度)

令和7年度における法務省の予算額は、一般会計が8,134億円です。
一般会計のうち約66.2%が人件費です。





再犯防止の推進

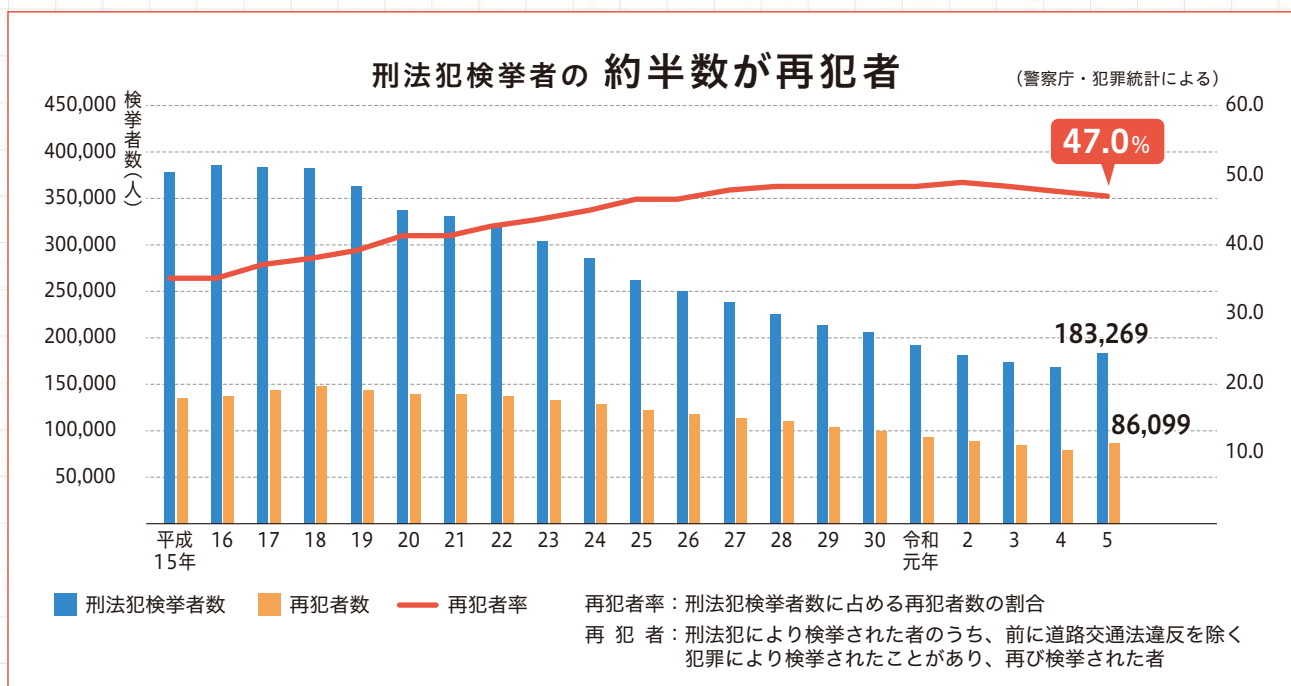
犯罪が繰り返されない、 新たな被害者を生まない社会の実現に向けて

法務省では、犯罪や非行をした人が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民のみなさまが犯罪や非行による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

なぜ再犯防止が必要か

刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は約半数近くで推移しており、令和5年には47.0パーセントでした。つまり、刑法犯検挙者のおよそ2人に1人は再犯者であり、犯罪を減らすためには、再犯防止の取組を行うことが重要であるといえます。

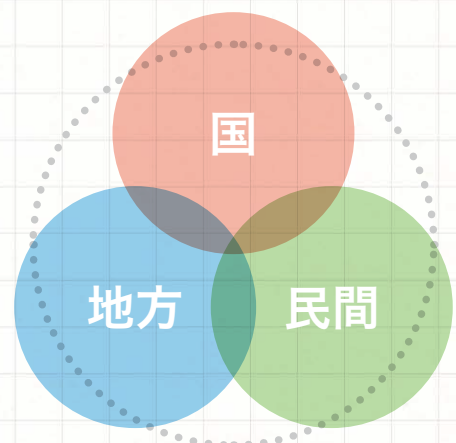
● 刑法犯検挙者数に占める再犯者数・再犯者率



犯罪・非行を繰り返さないために

犯罪や非行を繰り返す人の中には、仕事や住居、修学状況、高齢、障害などの面で生きづらさを抱えている人もおり、これらの要素も影響して、結果として、再犯に至る場合があります。

そのため、再犯を防ぐためには、矯正施設や保護観察所といった刑事司法関係機関による指導・教育に加えて、刑事司法手続を離れた後も見据え、地方公共団体、再犯防止に関する活動を行う民間の協力者が一丸となって「息の長い支援」を行っていくことが重要です。



再犯防止推進法と再犯防止推進計画

再犯防止施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本事項を定めた「再犯防止推進法」が平成28年12月に成立・施行されました。また、同法に基づき、政府においては、再犯防止施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年12月には、「再犯防止推進計画」（第一次推進計画）を閣議決定しました。第一次推進計画の計画期間が令和4年度末で終了することを受けて、令和5年3月には、「第二次再犯防止推進計画」（第二次推進計画）を閣議決定しました。第二次推進計画においては、以下の7つの重点課題を設定し、96の具体的施策を掲げています。

重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

地域による包摂の推進

犯罪や非行を繰り返す人の背景には様々な要素があり、こうした要素は、必ずしも刑事司法手続が終了するまでに解消されるわけではありません。

刑事司法手続が終了した後も、国、地方公共団体、民間協力者が相互に連携して支援を行い、犯罪や非行をした人が地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。

この重要性を踏まえ、第二次推進計画では、新たに「地域による包摂の推進」を重点課題の一つに位置付けました。

刑事司法手続が終了した後の支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されます。

法務省では、市区町村に対する支援や犯罪や非行をした人への直接支援に取り組む都道府県に財政支援を行うなど、地方公共団体による再犯防止の取組を促進しています。

再犯防止推進法に基づき、政府が講じた再犯防止施策については、毎年、再犯防止推進白書において報告を行っています。

犯罪や非行をした人の立ち直りには、国・地方公共団体だけではなく、地域で生活をするみなさまのご理解・ご協力も必要不可欠です。

今後とも、再犯防止施策へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



再犯防止推進法

についてはこちらを
ご覧ください。



再犯防止推進計画

についてはこちらを
ご覧ください。



再犯防止推進白書

についてはこちらを
ご覧ください。



拘禁刑の導入と受刑者処遇の充実

拘禁刑の創設

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律が成立し、懲役及び禁錮に代わって、新たに「拘禁刑」が創設され、拘禁刑に処せられた者には、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」と規定されました。

これまでの懲役受刑者については、作業を行うことが前提とされ、作業に一定の時間を割かなければなりませんでした。作業は、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰を図る上で重要であり、その意義は拘禁刑が導入されても変わるものではありませんが、受刑者の中には、作業よりも指導を優先的に実施した方が有効と考えられる者や、医療や福祉の面から、作業よりも支援的な処遇に多くの時間を割く必要性のある者もいます。

拘禁刑が創設されたことにより、全ての受刑者に一律に作業を行わせるのではなく、受刑者一人一人の特性に応じた処遇を実施できるようになり、今まで以上に効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることが期待されます。

拘禁刑は令和7年6月1日から導入されます。拘禁刑下における新たな処遇を実現させるため、刑事施設において、様々な検討や取組を進めています。

受刑者処遇の充実を図るための取組

● 個々の特性に応じた処遇を実現するために

拘禁刑創設の趣旨を踏まえ、受刑者の年齢、心身の状況、執行すべき刑期、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情等に照らして、一定の共通する特性等を有する受刑者の類型ごとに、矯正処遇課程を設定します。矯正処遇課程には、それぞれ改善更生のために手当てすべき重要な事項などが定められています。個々の特性等に応じて受刑者に適切な矯正処遇課程を指定し、その矯正処遇課程を有する施設において処遇することで、受刑者個々に必要な処遇を効果的かつ効率的に実施しやすくなります。

福祉的支援課程

知的障害等の障害があり、福祉的な支援が必要な者 など



高齢福祉課程

高齢等により自立生活が困難な者 など



依存症回復処遇課程

薬物依存の度合いなどを踏まえ、矯正処遇を重点的に行う必要がある者 など



若年処遇課程

26歳未満の若年受刑者



矯正処遇課程の例

● 改善更生を図るための作業

拘禁刑下では、何を目的に、どのような効果が期待できる作業なのかを受刑者に明らかにすることが求められます。そこで、受刑者が出所後、一社会人として仕事を行っていく上で必要となる職業上の基礎を身に付けるための作業を「基礎的作業」、コミュニケーション能力など個々の受刑者の足りない部分を補い、伸ばすべき部分を伸ばすために実施する作業を「機能別作業」とし、雇用ニーズに合わせて資格取得などを旨とする「職業訓練」と合わせて、作業を再編成して実施していきます。また、改善更生や円滑な社会復帰に向けて、作業をより効果的なものとするため、受刑者自身に目標を考えさせるなど、作業の動機付けも行っています。



機能別作業のうち、コミュニケーション能力等向上作業における討議の様子

● 受刑者の問題性に応じた指導

刑事施設では、受刑者に対して、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため、これまでも改善指導を実施してきましたが、拘禁刑下において、改善更生や円滑な社会復帰に対する動機付けを更に高めるため、令和5年10月から一般改善指導「対話」を開始しました。本指導は、受刑者が自己の過去の生活及び犯した罪並びに自己を取り巻く環境を振り返り、矯正処遇等の意義や将来の展望について考えること等を目的として、対話実践、個別面接、グループワーク等の方法で、受刑者と職員との対話を基礎として実施しています。また、対話実践を実施する際は、対等な関係の下で、全ての語りに耳を傾け応答すること等を基本とした対話を行うオープンダイアログや、その中核的な手法であるリフレクティング等の各種対話実践の理念や手法を取り入れています。



一般改善指導「対話」の実施場面

また、薬物依存や性犯罪等の個別の問題性にに応じて行っている特別改善指導については、拘禁刑の導入に伴い、新たに「暴力防止指導」を特別改善指導の一つとして追加し、本格的に実施します。これまでも、暴力事犯の者、持続的・反復的に児童虐待や配偶者等への暴力に及んだ者に対しては、一般改善指導「暴力防止プログラム」を実施してきましたが、主に男性受刑者を対象としたプログラムであったことから、内容を改訂し、特別改善指導に位置付け、性別にかかわらず、暴力行為に至る問題性等が見られる受刑者に対し、より幅広く指導を実施していきます。新たな指導では、暴力事犯全般に対する問題を扱うほか、特に、児童虐待やドメスティックバイオレンスなどの個々の問題に特化したプログラムを盛り込み、個別の問題性に応じた考え方の変容やリスクへの対処法、関わり方など、具体的なスキルの習得を目指します。

【特別改善指導】

- ・薬物依存離脱指導
- ・暴力離脱指導
- ・性犯罪再犯防止指導
- ・被害者の視点を取り入れた教育
- ・交通安全指導
- ・暴力防止指導

● 出所後を見据えた社会復帰支援

受刑者の改善更生を図り、円滑な社会復帰を促進していくためには、矯正処遇の実施に加えて、釈放後を見据え、住居、就業先等の確保その他の社会生活を営むための支援を行い、社会内処遇への移行を円滑に行うことが重要です。そこで、刑事施設では、従来から関係機関と連携し、様々な取組を運用上の措置として行ってきましたが、令和5年12月から、社会復帰支援を実施することが刑事施設の長の責務として法律に明確に規定されたことを踏まえ、受刑者に対する社会復帰支援の取組を一層推進しています。



人材開発のノウハウを取り入れた就労プログラムを職員が学ぶ様子

刑務所出所者等の就労の確保のため、ハローワークと連携して、受刑者等の希望や適性等に応じた職業相談、事業主との採用面接などの就労支援を平成18年度から実施しています。また、出所後の就労を目的として、就労意欲を喚起するとともに、就労で必要とされる心構えや行動様式を身に付けることを目標として、グループワークや講話等による「就労準備指導」を実施しています。さらに、近年は、民間の企業や団体と連携して、仮想空間上での就労説明会や人材開発のノウハウを取り入れた就労プログラムを実施するなど、民間のアイデアや創意工夫を活用することで、国独自ではなし得ない取組の実施にもつなげています。

● 多職種の専門性を活かしたチーム処遇

刑事施設には、刑務官の他にも、医療、心理、教育、福祉、就労支援等様々な専門職が受刑者の再犯防止に向けて働いています。特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い受刑者に対する処遇及び支援の充実化を図るため、多職種の職員による支援チームを設置し、それぞれの専門性を活かしながら、連携して処遇を実施しています。



多職種の職員による打合せの様子

再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、拘禁刑創設の趣旨を踏まえた受刑者処遇の充実に取り組んでいきます。

“HOGOSHI” ～伝統の継承と持続可能な制度の確立に向けて～

保護司とは

保護観察官と協働して犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。

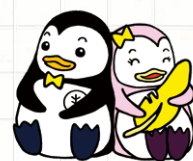
全国で約4万7千人が活動しています（令和6年1月1日現在）。

法務大臣に委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません（活動に要する費用（交通費など）は実費弁償金として支給されます。）。

保護司については
こちらをご覧ください。



保護司パンフレット
についてはこちらをご覧ください。



保護司の主な職務

保護司の主な職務は、以下のとおりです。

保護観察

保護観察を受けている人について、自宅や更生保護サポートセンターなどで定期的に面接を行い、生活状況を把握して必要な指導を行うほか、就労や就学などの援助、本人の生活上の悩みに関する相談・助言を行うなどしています。

生活環境の調整

刑務所や少年院に収容されている人について、収容中の段階から釈放後の住まいの調査や家族などとの話し合い、就業先や学校、福祉機関との調整を行うなど、釈放後の更生に適した生活環境を整えるための活動を行っています。

犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の立ち直りに対する理解を広めたり、犯罪や非行の発生を未然に防ぐことを目的として、地方公共団体等の関係機関・団体とも連携し、“社会を明るくする運動”を始めとする様々な広報・啓発活動を行っています。



面接風景

保護司と少年の
実話エピソード
についてはこちらをご覧ください。



どんな人生も
変えられる



大切なこと

保護司と学校との
連携パンフレット
についてはこちらをご覧ください。



持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、「時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目処として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる」こととされたことを受け、法務大臣決定により、令和5年5月から「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が開催され、ベテラン・若手の現役保護司や学識経験者等有識者を構成員とする検討が行われました。

検討会は14回にわたり開催され、保護司制度に関する多様な論点・課題事項について議論され、令和6年10月には、その検討結果を取りまとめた報告書が法務大臣に提出されました。報告書には、78の「今後講じていく施策等」が盛り込まれており、法務省では、今後も全国の保護司の方々のご意見等に耳を傾けながら、報告書の内容を踏まえた施策を着実に進めていくとしています。



検討会構成員から法務大臣に対して報告書を提出

報告書の詳細
はこちらをご覧ください。



国際更生保護ボランティアの日

令和6年4月17日、オランダ・ハーグにおいて、第6回世界保護観察会議のプログラムの一つとして、法務省の企画による「第2回世界保護司会議」が開催されました。

本会議においては、参加者等からの賛同を得て、開催日である4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されました。同宣言では、我が国において約130年にわたり培われてきた保護司制度にも触れつつ、世界各国において、更生保護の分野で罪を犯した人の立ち直りのために活躍する地域ボランティアの取組を促進すること、地域ボランティアの意義に対する認知度の向上を図ることなどが盛り込まれました。

法務省では、この宣言の趣旨を踏まえ、引き続き、我が国が世界に誇る保護司制度の国際発信に取り組むこととしています。



第2回世界保護司会議の様子

更生保護
ボランティアについては
こちらをご覧ください。





犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等への支援に関する施策を一層推進する観点から、令和6年4月、総合法律支援法が改正され、犯罪被害者等支援弁護士制度が創設されることとなりました。

公布日（同月24日）から2年以内の施行とされているところ、可能な限り早期の運用開始を目指しています。

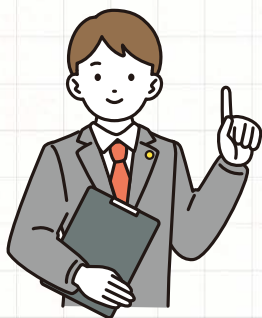
改正の趣旨

犯罪被害者やそのご家族は、その被害の実情等に応じて、被害直後から、刑事・民事関連を始めとする様々な対応が必要となるにもかかわらず、精神的・身体的被害等によって自ら対応できないばかりか、その被害に起因するなどして経済的困窮に陥ることにより弁護士等による援助を受けられない場合があります。

そこで、今回の法改正では、犯罪被害者等への支援に関する施策を一層推進する観点から、日本司法支援センター（法テラス）の業務に、一定の犯罪被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び法テラスの契約弁護士等に法律事務等を取り扱わせる業務を追加することとされました。

制度のポイント

- 犯罪被害者やそのご家族が、刑事・民事・行政関連の様々な対応において、法テラスの契約弁護士等による包括的かつ継続的な援助を受けられます。



弁護士による援助の例



法律相談



捜査機関への同行



損害賠償の請求

- 制度の利用は、原則として無料です。

※ 相手方から一定額以上の金銭が回収できた場合には、援助にかかる費用の全部又は一部をご負担いただきます。

ご利用いただける方

一定の資力要件を満たし、以下に該当する方

- ① 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害者等（殺人、傷害致死、強盗致死等）
- ② 刑法における一定の性犯罪等の被害者等（不同意性交等、不同意わいせつ等）
- ③ 政令で定める罪の犯罪行為により政令で定める程度の被害を受けた場合の被害者等

この制度において、「被害者等」とは、犯罪により害を被った方又はその方が死亡した場合等におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいいます。

法務省におけるその他の主な犯罪被害者等支援の取組

法務省では、犯罪被害者等が、一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、「第4次犯罪被害者等基本計画」等に沿ったきめ細かな支援を目指し、以下のとおり様々な取組を実施しています。

● 損害賠償命令制度

殺人や傷害などの犯罪被害者又はその相続人等が、加害者からの被害によって生じた損害を回復しようとする場合に、加害者の刑事事件を担当している裁判所に対して、損害賠償命令の申立てをし、その刑事裁判記録を利用して、通常の民事訴訟手続よりも簡易・迅速に損害賠償請求についての裁判を行う制度を設けています。

● 被害者等通知制度

検察庁において、犯罪被害者等に、事件の処分結果、公判期日、裁判の結果などの情報を提供するとともに、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所と連携し、犯罪被害者等の希望に応じて、加害者の受刑中の処遇状況や刑務所からの出所時期、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況などの情報を提供する制度を設けています。少年事件の被害者等についても、加害者に関する情報を提供する制度があります。

● 被害者参加制度

一定の罪に係る事件の犯罪被害者等が希望する場合、裁判所の許可を得て、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などができる制度を設けています。

● 意見等聴取制度

犯罪被害者等が、加害者の仮釈放又は少年院からの仮退院等を許すか否かの審理を行っている地方更生保護委員会に対し、仮釈放・仮退院等、生活環境の調整、保護観察に関する意見や被害に関する心情を述べることができる制度を設けています。

● 心情等の聴取・伝達制度

犯罪被害者等が、矯正施設や保護観察所の職員に対し、被害に関する心情や、加害者の生活や行動に関する意見等を述べることができ、希望等に応じて、受刑中、在院中の加害者や、保護観察中の加害者にその心情等を伝達する制度を設けています。

● 日本司法支援センター(法テラス)における支援

犯罪被害者支援に関する各種情報の提供や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談などを行っています。また、一定の犯罪被害者等が刑事裁判に直接参加できる「被害者参加制度」における国選被害者参加弁護士候補の裁判所への通知等や被害者参加人への旅費等の支給も行っています。



所有者不明土地等対策の推進

「所有者不明土地」とは？

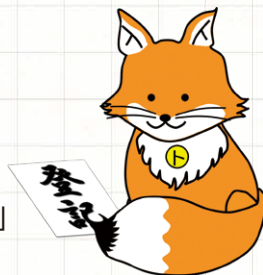
相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態になっている土地を「所有者不明土地」といいます。

所有者不明土地

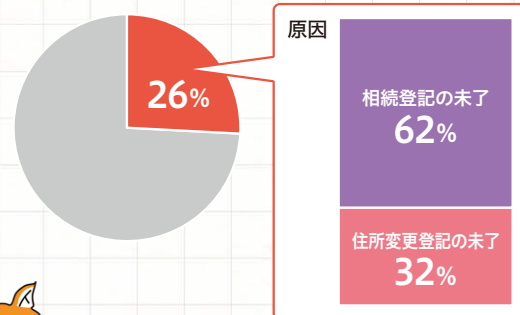
- ① 不動産登記簿を確認しても、所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

全国で2割以上の土地（九州本島の面積に匹敵）が所有者不明土地といわれ、今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化するおそれがあり、大きな社会問題となっています。

不動産登記推進
イメージ
キャラクター
「トウキツネ」



● 所有者不明土地の割合 (R5国交省調査)



所有者不明土地が引き起こす問題とは？



土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となるため、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用を阻害したり、土地が適切に管理されず放置され、隣接する土地に悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。人口減少・高齢化が進む中、その対策は喫緊の課題です。

所有者不明土地等対策について

● 相続登記の義務化（令和6年4月1日スタート）

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。

令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をしていただく必要があります。



相続人申告登記について（令和6年4月1日からスタート）

相続登記の義務を履行するための簡易な方法として新設された「相続人申告登記」という制度もスタートしました。

この制度では、相続について相続人間で争いがある場合でも、相続人が単独で簡易に申出を行うことができます。

なお、遺産分割がされた後にこれに基づく登記をする義務を相続人申告登記によって履行することはできないことや、不動産についての権利関係を公示するものではなく、効果が限定的であることに留意が必要です。

● 所有不動産記録証明制度の創設（令和8年2月2日スタート）

登記官において、特定の被相続人（亡くなった親など）が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度が新たに設けられました。

● 住所等の変更登記を義務化（令和8年4月1日スタート）

これまで任意とされていた住所等の変更登記も義務化されます。

転居等により住所等の変更があった日から2年以内に登記をする必要があります。

また、住所等の変更登記の義務化に併せて、以下の方策も導入されます。



自然人の住所情報は、住民基本台帳で把握しているため、法務局の不動産登記のシステムと住民基本台帳ネットワークとをデジタルで連携させて、所有者の申請を待たずに、登記官が、職権で、住所等を更新する制度が新たに設けられます。

また、法人については、商業法人登記システムから不動産登記システムに対し、名称や住所を変更した法人の情報を通知することによって、登記官が、職権で、住所等を更新することができる制度が新たに設けられます。

これにより、住所変更の登記の負担が軽減することが期待されています。

● 相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日スタート）

相続された土地が、利用する予定がない等の理由で放置され、所有者不明土地となることを防止するため、一定の要件を満たす場合には、負担金（原則20万円）を納付した上で、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。相続した土地の処分のための新たな選択肢として、社会に定着し始めています。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



手続イメージ 相続土地国庫帰属制度の手続の流れ

1 承認申請

【申請権者】
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

2 法務大臣（法務局）による要件審査・承認

- 実地調査権限あり
- 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
- 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用を確保

3 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

4 国庫帰属

帰属後は、管理庁（財務省・農林水産省）が国有財産として管理



● 民法のルールの見直し（令和5年4月1日スタート）

土地・建物の所有者やその所在が分からないことによって土地等の利用に支障が生じていることから、民法の改正が行われ、土地等の利用を円滑化するための新たな仕組みが設けられました。

〈例〉

- 所在等が分からない共有者を除外して共有物の管理等を行うことができる仕組みの整備
- 所在等が分からない共有者の持分を他の共有者が取得することができる仕組みの整備
- 所有者やその所在が分からない場合や、適切に管理がされていない場合に対応するための、所有者不明土地・建物管理制度や管理不全土地・建物管理制度の創設
- 相続開始から10年経過後にする遺産分割は、法定相続分で画一的に行う仕組みの創設
- 土地の所有者が、自らの土地に水道やガスなどのライフラインを引き込むために必要な範囲内で、他の土地等を使用することができる仕組みの整備



詳しくは法務省ホームページをご覧ください。





外国人との共生社会の実現に向

平成31年4月1日、法務省入国管理局は、法務省の外局として「出入国在留管理庁」に改組され、従来の施策である円滑かつ厳格な出入国審査、在留外国人の適正な管理、難民等の適正な保護などの取組を行うことに加え、共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境の整備という新たな任務を担うことになりました。

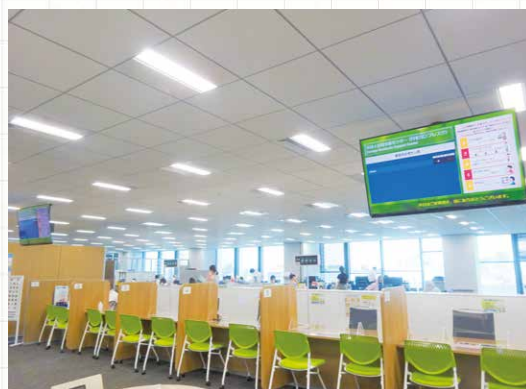
「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」において取りまとめられた意見書が、令和3年11月に関係閣僚会議（関係省庁の大臣を構成員として設置される協議会）の共同議長である法務大臣に提出されました。

この意見書を踏まえ、令和4年6月、関係閣僚会議において、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し（令和6年6月に一部変更）、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました。

外国人との共生社会の実現に向けた
ロードマップ
についてはこちらをご覧ください。



在留外国人に対する相談風景



外国人在留支援センター（FRESC）相談窓口

出入国在留管理庁における主な施策

● ライフ・イン・ハーモニー推進月間

外国人との共生社会の実現に向けて、我が国で生活する全ての人が、共に社会をつくっていくことの必要性や意義についての関心と理解を深めることが重要です。法務省及び出入国在留管理庁は、外国人との共生に係る啓発月間として、令和6年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と決めました。期間中は、同月間の目玉として会場参加型イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催するなど、様々な広報・啓発活動を重点的に実施し、共生社会の実現に向けた意識醸成を推進しています。



メインステージの様子



入国審査官体験ブースの様子

ライフ・イン・ハーモニー推進月間
についてはこちらをご覧ください。



けた施策の推進



● 生活のために必要な情報の発信

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、18言語とやさしい日本語で掲載しています。

また、令和6年3月には、生活オリエンテーション動画も17言語で作成・公開しました(出入国在留管理庁ホームページ及びYouTube法務省公式チャンネルで公開中)。

生活・就労ガイドブック
についてはこちらをご覧ください。



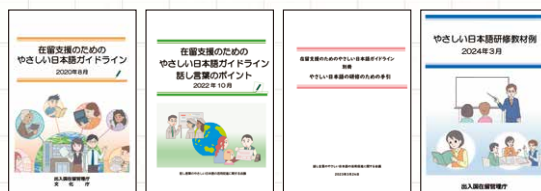
生活オリエンテーション動画
についてはこちらをご覧ください。



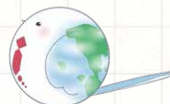
● やさしい日本語の普及

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、令和2年に、やさしい日本語の書き言葉に焦点を当てた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成、同4年には、話し言葉に焦点を当てた「話し言葉のポイント」を作成するなどし、これらを出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において公開しています。

これらガイドライン等を踏まえつつ、関係省庁と連携して、地方公共団体職員への研修を実施するなどして、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。



やさしい日本語
イメージキャラクター
「ことりん」



在留支援のためのやさしい
日本語ガイドライン
についてはこちらをご覧ください。



人手不足分野における人材育成及び人材確保のために

● 技能実習制度の見直し（育成就労制度の創設）

平成5年に創設された技能実習制度は、これまでに数多くの技能実習生を我が国で受け入れ、身に付けた技能等を母国に持ち帰っていただき、開発途上国の発展に寄与してきました。

他方、技能実習制度については、様々な課題も指摘されているところ、法律の規定による検討の時期に差し掛かったことから、本制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野での就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度を創設する法改正を行いました（令和6年6月成立）。

特定技能制度とともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方における人材確保にも留意しつつ、改正法の円滑な施行に向けて準備を進めるとともに、外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境整備に取り組んでいきます。

● 特定技能制度の適正化

特定技能制度は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものとして平成31年4月から運用しています。

同制度はこれまで、送出国政府との二国間取決め(MOC)の作成や特定技能外国人の雇用を希望する企業向けのマッチングイベント等を開催するなど、その円滑な運用に向けた様々な取組を行っています。

育成就労制度の創設と併せて、特定技能制度の適正化を図る法改正を行い(令和6年6月成立)、特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定すること、登録要件を厳格化すること、外国人育成就労機構に特定技能外国人からの相談援助業務を行わせることとしているほか、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化などにより、更なる適正化を図ることとしています。



司法外交の推進

司法外交とは

法務省は、全ての人があるルールの下で安全・安心に暮らせる社会を実現するために必要な法の支配や基本的人権の尊重といった価値を日本から世界に発信し、世界各国に浸透させていくための取組である司法外交を推進しています。

司法外交の推進は、その国の経済成長を支える司法インフラを整備し、持続可能な発展に貢献するものとともに、法の支配等の価値を共有する各国と連携強化し、法の支配に基づく国際秩序の実現に貢献するものです。

国際社会が力による一方的な現状変更の試みに直面する中、国際社会の平和と安全の礎となる、法の支配等の価値の共有を掲げる司法外交の重要性は一層高まっています。

司法外交閣僚フォーラムの開催とその成果展開

法務省は、令和5年(2023年)に「日ASEAN特別法務大臣会合」、「G7司法大臣会合」及び「ASEAN・G7法務大臣特別対話」の3つの閣僚級会合(総称して「司法外交閣僚フォーラム」と言います。)を実施しました。

法務省は、同フォーラムにおいて合意された事項の実施(成果の展開)を通じ、法務・司法分野におけるASEAN及びG7との関係強化に努めています。具体的な活動は次のとおりです。



司法外交閣僚フォーラムの様子

司法外交閣僚フォーラムの結果概要
はこちらをご覧ください。



司法外交閣僚フォーラムのハイライト動画
はこちらをご覧ください。



● G7ウクライナ汚職対策タスクフォース

(Anti-Corruption Task Force for Ukraine、略してACT for Ukraine)

G7司法大臣会合で採択された「東京宣言」には、我が国の提案により、「ウクライナ汚職対策タスクフォース」を設置することが盛り込まれ、法務省は、同タスクフォースの事務局を務め、その活動をリードしています。ウクライナの汚職対策支援は、ウクライナのより良い国づくりに貢献するだけでなく、世界各国からの復興支援を公正・公平に活用するためにも極めて重要な課題です。

同タスクフォースは、過去2回のオンライン会合を経て、令和6年(2024年)11月には東京にて第3回会合を対面形式で開催しました。同会合には、G7各国法務省、EU、国連を始めとする国際機関、ウクライナ汚職対策機関から約40名が参加し、ウクライナに対する効果的な汚職対策支援プログラムの策定と支援プログラムの重複防止などを目的とした活発な議論が行われました。

法務省は、今後も引き続き本タスクフォースを運営し、ウクライナの汚職対策を通じた復興支援に取り組んでいきます。



● ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム

法務・司法分野のASEANとG7の閣僚級が一堂に会する史上初の会合となったASEAN・G7法務大臣特別対話では、今後もASEANとG7との間で対話を継続していくことで一致しました。そして、我が国の提案により、ASEANとG7の法務・司法分野の次世代を担う若手職員(ネクストリーダーズ)を対象とし、対話を通じた相互理解と信頼

関係の構築を目的とした「ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」を創設することが合意されました。

第1回フォーラムは、令和6年(2024年)6月から7月にかけて東京にて開催し、18の国・機関から55名が参加しました。参加者は、各国が抱える政策的課題や取組、法の支配に関する各国共通の課題や、その対策についての意見交換等を行い、ASEANとG7という地域や社会的背景、制度的背景の違いを超えて相互理解を深め、今後の協力の礎となるネットワークを形成しました。

法務省は、今後も定期的に本フォーラムを開催していく予定です。

● 日ASEAN法務・司法ワークプランの実施

日ASEAN特別法務大臣会合において、我が国とASEANの法務・司法分野における共通の課題に対処するための具体的な活動を取りまとめた「日ASEAN法務・司法ワークプラン」が承認されました。そして、このワークプランの取組の一つとして、2024年(令和6年)12月には、インドネシア・ジャカルタにおいて、「日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー2024(JSIPフォローアップセミナー)」が開催されました。同セミナーでは、ASEAN各国と東ティモール、日本から実務家・専門家が集まり、商標権に関する制度・運用及び課題等について議論が行われました。



第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRES)の開催とその成果展開

令和3年(2021年)3月7日から12日までの6日間、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称「京都コンGRES」)が京都で開催され、過去最大となる152か国から、5000人超が参加登録し、90か国の閣僚がステートメントを実施しました。

コンGRESは、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、京都コンGRESでは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとして議論が行われ、成果文書として、同分野における国連及び加盟国の中長期的な指針となる「京都宣言」が採択されました。

法務省は、京都コンGRESの成果展開として、①再犯防止国連準則策定の主導、②法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催、③アジア太平洋刑事司法フォーラムの定期開催といった3つの取組を実施するなど、「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮しています(成果展開の詳細は「大臣官房国際課」(21ページ)参照。)

法制度整備支援の推進

法務省は、長年にわたり、開発途上国等に対する法制度整備支援を通じ、法の支配の浸透や良い統治(グッド・ガバナンス)の強化に貢献してきました。

民商事法や刑事法等の幅広い分野で、約30年にわたり、主に二国間支援としてアジアを中心とする開発途上国等に対し、相手国の実情やニーズに寄り添いながら、法令の起草、法令を運用する司法制度の整備や改善、法曹実務家等の人材育成等の支援を行ってきました。また、国連等の国際機関と協力して、約60年にわたり、アジア・アフリカ諸国等の刑事司法実務家に対し、犯罪防止や犯罪者の処遇等に関する国際研修等を実施してきたほか、刑事司法分野における二国間支援を行ってきました。

このような法制度整備支援は、開発途上国等の司法制度の発展に貢献し、法の支配の浸透に寄与するとともに、相手国関係者との「顔の見える国際協力」として、我が国と相手国との関係強化につながるものであり、司法外交を推進する上での重要な柱となります。

令和5年(2023年)7月に開催された司法外交閣僚フォーラムにおいても、法制度整備支援の重要性が確認され、日ASEAN特別法務大臣会合にて採択された共同声明では、日本とASEAN地域との間におけるこうした取組の強化が掲げられました。

今後は、長年にわたる法制度整備支援の実績や複雑化・高度化している相手国のニーズを踏まえ、分野横断的・複合的な支援を行っていくなど、法制度整備支援を一層推進していきます。



大臣官房

Mission

大臣官房は、全ての府省に設置されている組織であり、秘書、人事、会計といった一般的な管理業務や、政策の企画・立案の総合調整などを担っています。

法務省の大臣官房には、秘書課、人事課、会計課、国際課、施設課、厚生管理官及び司法法制部の各組織が置かれています（国際課、施設課及び司法法制部の業務内容は、21ページ以降をご覧ください。）。

省内の舵取り役・総合調整

法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることといった、国民の生活に密接に関連する幅広い政策を任務としています。

これらの任務を達成するため、所掌事務が具体的に細分化され、その所管部局が定められていますが、多様化・複雑化する社会情勢において、複数の部局が関係する政策や、法務省全体として検討していかなければならない政策課題も多々ありますので、様々な政策の企画・立案のプロセスにおいて省内調整や関係省庁等との調整を行い、法務省としての対応方針を策定し、実行に移していくという「法務省の舵取り役」の役割が、極めて重要となります。

大臣官房は、これらの法務行政を円滑に運営するための各局部課間の総合調整を担当しています。

「人による人のための法務行政」を円滑に遂行するために

法務省の特徴の一つとして、地方における機関（法務局、検察庁、刑務所、保護観察所、出入国在留管理局など）が多いこと、また、5万5千人を超える職員が全国各地で働いていることが挙げられます。その業務内容も、国民のみなさんの権利の実現を助けるための登記制度の運用や人権擁護活動、犯罪や非行をした人たちの更生支援など、国民一人一人の生活に密接に結びついたものとなっています。法務行政が、「人による人のための行政」と呼ばれるのは、こうした特徴があるからです。

本省に限らず、地方機関が適切に整備・運営され、職員一人一人が生き生きと職務に取り組むことができる環境をつくることは、ひいては、「誰もが安全・安心に暮らせる公正・公平な社会の実現」につながることでありますので、法務省全体の機構・定員に関することや、施策を実施していくための予算要求、庁舎等の施設整備もまた、大臣官房の重要な役割といえます。

ほうむSHOWとは？

「ほうむSHOW」編集局は、2021年4月、法務省という組織やその施策について広く国内外に知ってもらうため、新しい目線や切り口で情報発信することを目的として作られた有志の広報チームです。多様な経歴やスキルを持った職員が、局部課、庁の垣根を越えて活動しており、職員インタビュー、法務省広報（ほうむSHOW編集局）公式マスコットキャラクター「ももジャン」を活用した広報などを行い、法務省の魅力を省内外に発信しています。



法務省広報
（ほうむSHOW編集局）
公式マスコットキャラクター
ももジャン



オール・トゥギャザー・フェスティバル



民事局長インタビュー



法の日フェスタ



公式ホームページ



公式 Instagram



Topics トピックス

アット・ホームプランー プラスONEー

～ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(包摂性)の実践を目指して～

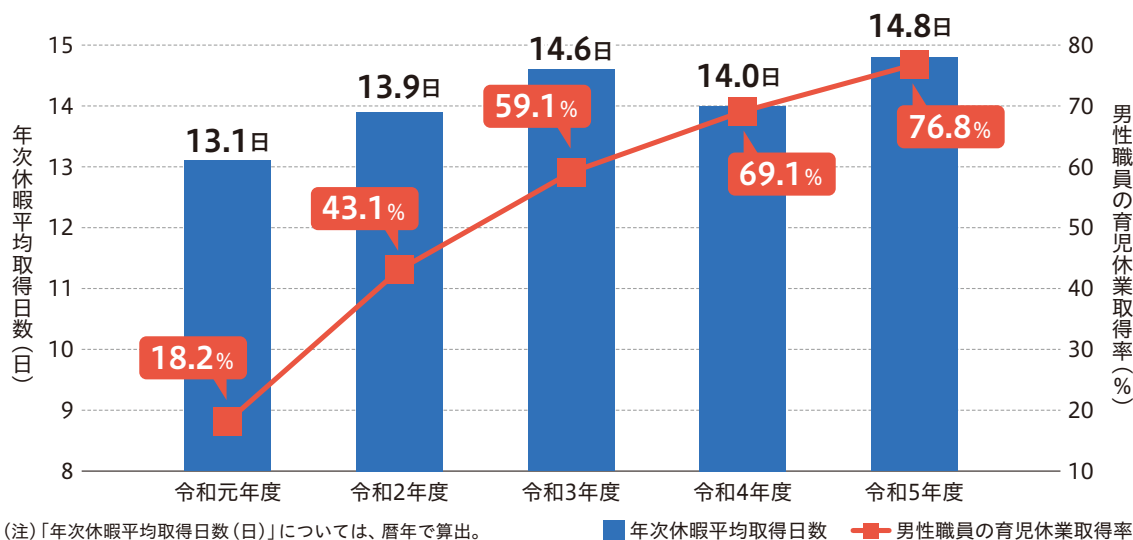
法務省では、女性の職業生活における活躍と全ての職員のワークライフバランスの推進のため、「アット・ホームプランー プラスONEー」を策定し、女性職員の採用・登用拡大やキャリア形成支援の実施、マネジメント改革や働き方改革を含めたワークライフバランスの推進といった政府全体としての取組に加え、法務省としての主体性と独自性を持った「プラスONE」の取組を行っています。

「プラスONE」の取組としては、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進、年次休暇の取得促進や取得しやすい雰囲気醸成、育児休業から復帰する職員の不安を解消する子育てメンター制の導入などに取り組んでおり、職員のワークライフバランス及び女性職員活躍の更なる推進を図っているところです。

直近5年間にわたる年次休暇平均取得日数及び男性職員の育児休業取得率の推移(※)を見ても、これらの数値は概ね上昇傾向にあり、上記取組の成果の表れといえます。

引き続き法務省では、上記取組を更に発展させ、全ての職員が生き生きと働くことができる、魅力あふれる職場作りに努めていきます。

(※) 直近5年間の年次休暇平均取得日数及び男性職員の育児休業取得率の推移



法務省におけるEBPMの取組

我々が生活する社会は、デジタル化の急速な進展やコロナ禍に見られるように環境の変化が著しく、社会課題が複雑さや困難さの度合いを増しており、先を見通しにくい状況にあると言われています。このような状況にあっても、行政は様々な社会課題にしっかりと対応して、解決していかなければなりません。

そのような中、日本の行政の傾向として、「行政は間違っていない」、「現行の制度は間違っていない」と考える、いわゆる「無謬性神話」が存在すると指摘されてきました。無謬性にとらわれると、環境が変化し、政策が社会課題に十分に対応できていなくても、これまでは正しかったと安易に前例踏襲を続けてしまうといった弊害が生まれてしまいます。

このような無謬性から脱却して、複雑化する社会課題に対応していくためには、社会状況は常に変化するものであることを前提に、効果が上がる政策が何であるかを学習しながら探索していくことができる政策立案・評価の仕組みが必要です。

こうした背景から、EBPM(Evidence Based Policy Making)と呼ばれる政策の目的と手段との論理的なつながり＝「政策の基本的な枠組み」を明らかにする取組を進めています。政策の枠組みを明らかにすることで、複雑化する社会課題に、行政と様々な関係者が目的を共有して協働することや、事後的に検証・改善ができるようになります。EBPMは、これからの政策立案の基本となる営みです。

大臣官房国際課

Mission

大臣官房国際課は、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を国際的に浸透させるための取組である司法外交の推進を目的として平成30年4月1日に設置され、法務省の国際関係事務についての基本的な政策の企画立案・総合調整、国際会議の開催、外国政府職員等による表敬対応等の事務を行っています。

国際課では日々、法務省の国際関係事務に関し、関係府省や国際機関、大使館、関係団体からの様々な照会の対応に当たるとともに、法務省が行う国際的な施策のうち、省内横断的な戦略に基づき実施する必要があるものについて、総合的なプランニングを行っています。

京都コングレスの成果展開

法務省は、以下の3つを柱とした取組を積極的に展開し、京都コングレスで採択された「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮しています（京都コングレスの詳細は、「特集5 司法外交の推進」（17ページ、18ページ）参照。）。

1「再犯防止国連準則」の策定の主導

「京都宣言」では、再犯防止に関する詳細な記載が設けられ、各国から再犯防止分野に対する高い関心が寄せられました。我が国では、再犯防止推進計画を策定し、130年以上の歴史を持つ保護司制度や協力雇用主による就労支援等を始めとした官民連携による再犯防止の取組を実施していることから、これらの知見をもとに、外務省と連携し、再犯防止国連準則の策定を主導しています。同準則は、各国における立法や施策立案の際に参照され、各国の施策の充実に重要な役割を果たすものです。法務省は、同準則の策定を主導するだけでなく、同準則の策定後には開発途上国における同準則の実施を支援し、各国の再犯防止施策の充実に貢献することも目指しています。



京都コングレスの様子

2「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期開催

「京都宣言」では、若者のエンパワメントの重要性が指摘されました。そこで、法務省は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の協力の下、世界の若者を対象とした「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期的で開催することとしています。直近では第3回を、UNODCに加えタイ法務研究所（TIJ）の協力を得て、令和7年（2025年）2月に開催し、参加者は「包摂的で安全かつ公正な社会を形成するパイオニアとしてのユース：法務・司法分野におけるAI・デジタル技術の活用及び課題」をテーマに議論を行いました。

法遵守の文化とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化を意味します。このフォーラムを通じて、「法遵守の文化」を醸成するために重要な要素となる若者のエンパワメントを推進し、国際社会における法の支配の確立を目指しています。

3「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定期開催

「京都宣言」では、犯罪と闘うための国際協力を強化し、刑事司法実務家の連携を促進するために、法執行機関等を対象とした地域ネットワーク構築の重要性が確認されました。そこで、法務省は、アジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有プラットフォームとして、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催で「アジア太平洋刑事司法フォーラム」を定期的で開催することとしています。令和6年（2024年）6月に開催した第3回フォーラムでは、捜査共助と矯正・保護分野の国際協力に関する2つの分科会に分かれ、それぞれ、「資産回復（凍結・没収・管理・返還）」、「刑務所における女性犯罪者の処遇に係る課題及び進展」のテーマの下、アジア・太平洋地域の刑事司法実務家が情報共有や意見交換を行いました。

今後も本会合の開催によって、各国の刑事司法実務家の相互理解を促進し、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めていきます。



第3回アジア太平洋刑事司法フォーラムの様子

民商事分野における国際的な法の支配の促進

法務省では、司法外交の戦略的推進の一環として、民商事分野における国際的な紛争解決ルール形成においてリーダーシップを発揮するとともに、国際仲裁の活性化に向けた取組を政府の重要施策として位置づけ、様々な活動を精力的に行っています。

1 民商事法分野における国際ルール形成に向けた貢献

我が国は、法の支配といった価値観に裏打ちされたルールに基づく国際秩序を実現すること、そのために自らルール形成を主導していくことを目標として掲げており、我が国と諸外国の法制や実務が調和したものとなるよう、民商事法分野における国際ルール形成・普及に積極的に貢献しています。

その一環として、国際商取引法の調和と統一の促進のために国連総会の下に設立された国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)において、我が国の提案に基づき、国際仲裁や調停等の法的紛争解決手続の分野におけるデジタル化の流れを受けて、紛争解決に関するデジタル化の動向の調査、分析等を目的とするプロジェクトが進められています。また、令和6年7月には、仲裁手続のデジタル化を促進するための国際ルールの形成について我が国が提案し、UNCITRAL総会において採択され、具体的な検討に向け作業部会に付託されました。UNCITRAL事務局への職員派遣、東京でのフォーラムの開催など、様々な形で貢献しています。



UNCITRAL 総会第57会期の様子

2 国際仲裁の活性化

国際商取引をめぐる法的紛争を解決する手続として、紛争当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る国際仲裁の利用が世界的に進んでいます。国際仲裁は、条約により外国における執行が容易であること、原則として非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を当事者が選ぶことができること等の様々なメリットがあります。

我が国における国際仲裁の活性化は、企業の海外進出を後押しするだけでなく、海外からの投資を促進するための環境整備にも資するものです。

法務省では、国際紛争の解決手段としての国際仲裁を、より身近で使いやすいものにするため、海外の仲裁機関を含む民間の仲裁関連団体等と連携し、ユーザーに対する仲裁手続の認知度向上や、仲裁人・仲裁代理人の育成などに取り組んでいます。

Column コラム

法務省職員の海外での活躍

法務省では、法の支配等の価値の国際社会全体への浸透や法の支配に基づく国際秩序の構築への貢献、そして、我が国をめぐる国際的な法的紛争への的確な対応といった課題に対処するため、職員の海外派遣に積極的に取り組んでいます。

具体的には、在外公館や国際機関の職員としての派遣のほか、法制度整備支援を担うJICAの長期派遣専門家としての派遣も行っており、現在、アジア、北米及び欧州を中心に多くの職員が赴任しています。

また、法務省では、国際的な諸課題に対応できる職員の裾野を広げるべく、高度な語学能力に裏打ちされた、国際情勢を踏まえたバランス感覚と法的思考能力とを併せ持つ人材を広く育成しているところです。

今後も引き続き、法務・司法分野において国際的に活躍できる人材を育成するとともに、国際分野における我が国に対するニーズや活動領域等を踏まえた職員派遣を進めていきます。



ベルリンでのG7司法大臣会合の様子

大臣官房施設課

Mission

大臣官房施設課は、法務行政の目的に適合した施設及びサービスを効率的に提供するため、法務省が所管する施設の整備・管理に関する事務及び外国の矯正施設の整備に関する国際協力を行っています。

法務行政全般が円滑に遂行されるために、その「場」となる建物を最適な状態にすべく、安全な施設、人に優しい施設、調和のとれた施設をコンセプトに、長年培ってきた技術力、創造力を結集して施設整備を行っています。

施設整備・管理

大臣官房施設課は、法務省の施設整備部門として、刑務所、拘留所、少年院などの収容施設及び法務局、検察庁、出入国在留管理局などの官署施設の整備（企画、設計、工事監理など）を行うだけでなく、完成した施設の財産管理から保全まで、法務省施設に関する業務を一貫して行っています。

企画立案

施設の建替え、改修などの工事計画を省内の他部局や他省庁と調整し、企画立案をします。

予算要求

作成された工事計画に基づき、必要な金額を算定し、予算要求をします。

設計

予算、敷地条件、性能、法規制、周辺環境などを勘案しながら設計をします。

積算

設計図に基づいて適切な工事費を算出します。

工事契約

技術審査などを含めた入札手続を経て施工業者を決定し、工事の契約を結びます。

工事監理

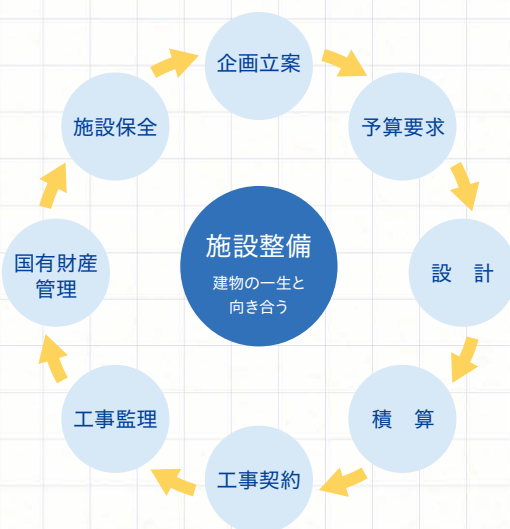
発注した工事について、設計図どおりの施工がなされるよう工事監理を指導します。

国有財産管理

法務省が所管する土地や建物などの国有財産を管理します。

施設保全

施設が常に適正な状態に保たれるよう、保全についての指導をします。



収容施設(新潟刑務所)



官署施設(徳島法務総合庁舎)

施設整備に関する取組

法務省所管施設の総数は771施設(令和6年4月1日現在)あり、建物の延べ面積が他省庁に比して広大であり、官署施設(事務庁舎等)から収容施設まで多様な施設を整備しています。それらの施設が健全な状態で使用できるよう、施設の建替えや長寿命化改修、不具合部分の改修などの施設の保全に取り組むとともに、施設の木造化・木質化にも取り組んでいます。

木造化・木質化

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日に施行されたことに伴い、法務省においても、同年に「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を策定し、法務省が整備する施設(収容施設の一部を除く。)についても木造化及び内装等の木質化を進めています。



松山刑務所職員宿舍(木造化)



松江法務総合庁舎エントランス(内装木質化)

集約化

施設の建替えに当たり、複数の組織を集約して整備する集約化に取り組んでいます。建物数を減らし、共用スペースの相互利用や設備の共用により効率化を図ることで、施設整備や維持管理の費用の削減が期待できます。

国際法務総合センターは、各地に分散していた法務省所管の施設を、東京都昭島市に所在する国有地（立川基地跡地昭島地区）約12.6万㎡に集約整備しました。これにより、法務省施設による新たな「まち」が誕生しました。



国際法務総合センター（平成31年完成）

地域環境への配慮

国際法務総合センターでは、昭和記念公園など緑豊かな武蔵野の地に立地する施設として、地域の景観に溶け込むよう、敷地西側は、緑道としています。この計画に当たっては、ワークショップが開催され、地域の方々からアイデアをいただきました。



地域の景観に溶け込む緑道

国際協力

矯正施設整備のノウハウを有する国内唯一の機関として、矯正建築の分野における国際協力に取り組んでいます。

アジア矯正建築会議（ACCFA）

各国が有する課題などについて発表及び討議し、矯正建築分野における最新情報の共有を図っています。日本は、理事国として、運営に主導的な役割を担っています。第8回は日本で開催され、13か国4機関が参加しました。次回はタイで開催予定です。



令和元年 第8回ACCFA(日本)

タイ王国への技術協力

日本政府からの無償資金協力によって建設されたシリントン少年院のプロジェクトに、事前調査・基本設計の段階から携わり、少年院の設立に大きく貢献しました。また、施設課職員をJICAの専門家として派遣し、タイ全国の少年矯正施設や成人矯正施設の整備に関する助言を行いました。



シリントン少年院

各種研修

施設課には、技術者が法務技官として所属しています。職員の技術力向上のため、施設課内の研修や外部研修に参加し、矯正施設や公共施設の建築に関する学びをサポートする体制も充実しています。

入省～2年目：初年度育成

2年目～5年目：若手職員実務研修（内部研修）、短期外部研修（全国建設研修センター等）

6年目～10年目：長期外部研修（国土交通大学校等）

施設課公認キャラクター

- 氏名 シセツ カメ 施設課 課長
- 役職 広報担当（施設課公認キャラクター）
- 生息地 法務省大臣官房施設課
（中央合同庁舎第6号館A棟16階）



施設課HP

大臣官房司法法制部

Mission

大臣官房司法法制部は、国の基盤である法令に関することを担っており、具体的には、司法制度に関する調査研究や法令案の作成、法令・判例や法務に関する資料の収集・整備・編さん・刊行、法制審議会の運営、法務省の所掌事務に係る統計に関する事務、総合法律支援に関する事務、法教育に関する事務、法令外国語訳に関する事務、弁護士資格認定に関する事務、外国法事務弁護士に関する事務、債権管理回収業の許可・監督に関する事務、民間紛争解決手続の業務の認証・監督に関する事務を行っています。

日本の司法基盤を支える法曹の養成

平成13年の司法制度改革により、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度が創設されました。法務省では、社会の様々な分野に法的サービスが拡充されるよう、法曹養成制度全体の在り方、法曹人口の在り方及び法曹の活動領域の拡大について、文部科学省をはじめとする関係機関と連携しながら、必要な施策を講じています。

法教育の推進

法教育は、法律専門家ではない一般の方々が、「基本的人権の尊重」「法の支配」など、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを目的とする教育です。価値観が多様化・複雑化した現代社会においては、法教育を通じて、自らの考えを持ちながら、他者の考えも尊重し、社会の一員として共に生きていくことができる力を育むことが大切です。法務省では、法教育の更なる推進のために、様々な取組を行っています。

◆法教育の担い手の育成

法教育セミナーの実施や、各種教員研修への講師派遣などを通じて、法教育の意義や実践方法等を伝え、法教育の担い手を育てています。

◆法教育をより手軽に実践するための支援

発達段階に応じた各種法教育教材を作成し、法務省ホームページで公開しています（モデル授業例や解説動画も掲載しています）。また、学校等からの要望に応じて、法務省職員による出前授業や講師派遣を行っています。

◆法教育に関する広報・啓発

法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」を活用し、法教育を広めるための活動をしています。



法教育マスコット
キャラクター「ハウリス君」

ハウリス君のX
はこちらをご覧ください。



法令外国語訳の推進

日本の法令が広く正確に理解されるため、法務省では日本の法令を外国語に翻訳して、専用のホームページ（JLT: Japanese Law Translation）に公開する取組を進めており、民法、会社法などの950本以上の英訳法令を公開しているほか、法改正の内容をコンパクトかつタイムリーに紹介する改正法の概要情報の英訳や法令翻訳の指針となる「法令用語日英標準対訳辞書」なども公開しています。

JLTはこちらを
ご覧ください。



弁護士資格認定制度

弁護士資格は、原則として、司法試験に合格し、司法修習を終えた者に付与されますが、その特例として、司法試験合格後に企業等で一定の実務経験を経た者等について、法務大臣の認定により弁護士資格が付与される制度が「弁護士資格認定制度」です。

法務省では、弁護士資格の認定に関する事務を行っています。

外国法事務弁護士制度

外国法事務弁護士の制度は、外国の弁護士資格を有する者に対し、国内での試験を経ることなく、資格取得国の法に関する一定の法律事務の取扱いを認める制度です。法務省では、外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務を行っています。

債権回収会社(サービサー)制度

法務省では、債権管理回収業の許認可などに関する審査事務やサービサーの適正な運営を確保するための立入検査などの監督事務を行っています。

認証紛争解決手続制度

法務省では、裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）の利用の促進を図るため、民間紛争解決手続（民事上の紛争について民間事業者の行う調停・あっせん等）の業務を対象として、法令の定める基準・要件を満たし、適正と認められるものを認証する業務を行っています。

◆ODRの推進に向けて

法務省は、デジタル技術を活用して民間紛争解決手続をオンライン上で実施するODR（Online Dispute Resolution）を推進していくため、令和4年3月、「ODRの推進に関する基本方針」（以下「基本方針」）を策定しました。ODRは、ADRの特長（手続の柔軟性、簡易・迅速性、非公開性、紛争内容に応じた専門家の活用等）に加え、時間・場所の制約なく、非対面で行うことができる等の利点があります。近年、調停・あっせん等にウェブ会議等を導入する認証紛争解決事業者は増加しています。

法務省では、基本方針に沿った取組を含め、国民のみなさまに、認証紛争解決事業者が行う民間紛争解決手続を身近に利用していただけるよう様々な取組を行っています。



かいけつサポート
認証紛争解決サービス

かいけつサポート
はこちらをご覧ください。



日本司法支援センター(法テラス)を中核とした総合法律支援

法テラスは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とし、平成18年4月に設立された法務省所管の公的な法人です。法テラスは、各種機関・団体とのネットワークの構築・強化に努めながら、総合法律支援法第30条第1項に規定されている以下の5つの業務のほか、受託業務として、日本弁護士連合会委託援助業務を行っています。

① 情報提供業務

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報の無料提供

② 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方に対する無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え

③ 国選弁護等関連業務

国選弁護人等候補の裁判所への通知及び国選弁護人等に対する報酬等の算定・支払

④ 司法過疎対策業務

法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させて、法律サービス全般を提供

⑤ 犯罪被害者支援業務

犯罪被害者支援に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者への法律相談の実施、国選被害者参加弁護士候補の裁判所への通知等

▶ 犯罪被害者支援弁護士制度については、「特集2 犯罪被害者等への支援」(11ページ)をご覧ください

日本司法支援センター
法テラス

法テラス・サポートダイヤル

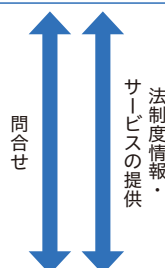
☎ 0570-078374

犯罪被害者支援ダイヤル

☎ 0120-079714

ホームページ

<https://www.houterasu.or.jp>



利用者
(国民)

連携・協力

法的トラブルの解決のために力になってくれるところ
●都道府県や市区町村
●弁護士や司法書士などの法律専門家
●犯罪被害者支援団体など

民事局

Mission

民事局は、国民の権利と財産を守ることを目的とし、登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、相続土地国庫帰属、公証、司法書士及び土地家屋調査士に関する事務、さらに民法、会社法及び民事訴訟法など民事基本法令の制定、改廃に関する法令案の作成などの事務を行っています。

氏名の振り仮名の戸籍への記載（令和7年5月26日スタート）

従前、国民の皆さんの戸籍において、氏名の振り仮名は記載事項とされておらず、公証されていませんでしたが、令和5年6月2日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」が成立しました。これにより、戸籍法が改正され、氏名の振り仮名が戸籍の記載事項とされることとなりました。改正戸籍法は令和7年5月26日に施行され、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります。

戸籍において氏名の振り仮名が公証されることで、以下の効果が見込まれています。

① 行政のデジタル化の推進のための基盤整備

行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されていますが、同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑で、特定の者の検索に時間を要していました。氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになります。

② 本人確認資料としての利用

氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになるほか、正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなります。

③ 各種規制の潜脱防止

金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用し別人を装い、各種規制を潜脱しようとする不正なケースがありますが、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることで、このような規制の潜脱行為を防止することができます。



戸籍振り仮名制度ポスター

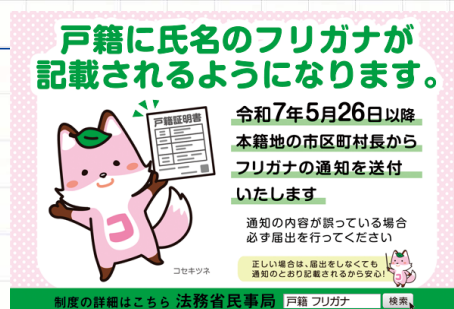
戸籍記載までの流れ

(1) 氏又は名が初めて戸籍に記載される人の場合

子どもが生まれた場合等の届書の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加され、これが届け出られることで、氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

(2) 既に戸籍に記載されている人の場合

- ① 本籍地の市区町村長から令和7年5月26日以降に、記載しようとする氏名の振り仮名を通知する郵便が国民の皆さんに届きます。通知書に正しい振り仮名が記載されているか、必ず確認してください。
- ② もし、通知された振り仮名が誤っていれば、令和8年5月25日までに正しい振り仮名を市区町村に届出をしてください。届出人は、氏については筆頭者、名については戸籍に記載されているそれぞれの者となります。なお、通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、通知された振り仮名がそのまま記載されます。
- ③ 令和8年5月25日までに振り仮名の届出がない場合には、通知された振り仮名が戸籍に記載されます。



詳しくはこちらをご覧ください。



所有者不明土地の解消に向けた取組

所有者が分からない土地は、利用や管理が困難であるため、公共事業や災害復興の妨げとなっています。こうした所有者不明土地問題を解決するための新しい制度が令和5年以降、順次施行されています。詳しくは「特集3 所有者不明土地等対策の推進」(13ページ)をご覧ください。



東京法務局

法務局の事務

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、相続土地国庫帰属の民事行政事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的人権を守る人権擁護事務を行っています。

法務局ホームページ
はこちらをご覧ください。



法務局の様子

法務局の組織

法務局の組織は、全国を8つのブロックに分け、各ブロックを受け持つ機関として「法務局」(8局)があり、この法務局の下に、概ね府県を単位とする地域を受け持つ「地方法務局」(42局)が置かれています。

さらに全国の法務局及び地方法務局には、支局・出張所が置かれています。

法務局、地方法務局及び支局では、登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、相続土地国庫帰属、訟務、人権擁護の事務を行っており、出張所では主に登記の事務を行っています。

Topics トピックス

「代表取締役等住所非表示措置」の制度が始まりました！

令和6年10月1日から、株式会社の代表取締役、代表執行役及び代表清算人を対象として、一定の要件の下、申出により住所の一部(※)を登記事項証明書等において非表示とする「代表取締役等住所非表示措置」の制度が始まりました。

政府が各種のスタートアップ支援を進める中、本制度により、個人情報(プライバシー)の保護が図られるとともに、個人の住所が表示されることで起業を躊躇されていた方々の懸念が払拭され、起業の促進が期待されています。

※代表取締役等の住所は、市区町村まで(東京都は特別区まで、指定都市は区まで)の表示となります。

一定の要件の下、株式会社の代表取締役等の住所の行政区画以外の部分につき登記事項証明書等において非表示とする。

(従来の登記情報)

役員に関する事項 東京都千代田区一丁目1番1号
代表取締役 法務太郎



(非表示措置後の登記情報)

役員に関する事項 東京都千代田区
代表取締役 法務太郎

要件1 登記の申請と同時に申し出ること (※ 代表取締役等の住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請に限る。)

要件2 以下の書面を添付すること (※ 上場会社については必要な書面を簡略化)

【①株式会社の実在性を証する書面、②代表取締役等の住所等を証する書面、③株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面】

法務省ホームページ「代表取締役等住所非表示措置について」
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html) から抜粋

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



刑事局

Mission

刑事局は、刑事法制（刑法・刑事訴訟法等に関する法制）の企画・立案や、犯罪人の引渡し、国際捜査共助、検察に関することなど、刑事に関する事柄を所管しています。刑事局には、総務課、刑事課、公安課、刑事法制管理官、国際刑事管理官が置かれ、それぞれの所掌事務に係る業務・施策を行っています。刑事局は、処罰されるべき人が適切に処罰されるようにすることで社会正義を実現することを目標とし、日々の執務に取り組んでいます。

時代に即した刑事法制の整備

刑事局では、社会情勢や国民の意識の変化に対応し、時代に即した刑事法制を整備するため、刑法や刑事訴訟法等の刑事に関する法令について必要な検討や見直しを行っています。

近年では、刑法や刑事訴訟法を改正するなどし、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための法整備、刑事手続を通じて犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための法整備などのほか、性犯罪に対処するための法整備を行いました。

性犯罪は、被害者の尊厳を傷つけ、その心身に長年にわたって重大な苦痛を与える悪質な犯罪です。今回の法改正では、このような犯罪に適切に対処するため、例えば、性犯罪は、性的行為に関する個人の自由な意思決定が難しい状態で行うものであるという理解の下、「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが難しい状態」で性的行為がなされた場合に、不同意性交等罪などとして処罰するという規定に改められました。また、近時、下着等の盗撮被害が深刻なものとなっていることを踏まえ、正当な理由なく人の性的な部位や下着をひそかに撮影する行為や、16歳未満の子どもの性的な部位や下着を撮影する行為などを処罰する新たな規定が設けられました。

刑事手続のデジタル化の推進

刑事手続については、捜査や公判で用いられる書類を電子データ化したり、オンラインでやりとりすることができる手続を拡大したりすることで、手続に関与する国民の負担軽減や手続の円滑化・迅速化に向け、デジタル化の取組が進められています。

現在、刑事局では、法制・システムの両面からその実現に向けた検討を進めています。

刑事における国際協力

人や物の国際的な往来や情報通信技術の進歩等に伴う犯罪の国際化に的確に対応し、そのような犯罪に厳正に対処するためには、外国に所在する証拠を収集する手続を効率化し、我が国の捜査機関と外国の捜査機関との連携を強化する必要があります。

このような連携強化の一環として、我が国は、日米（平成18年7月発効）、日韓（平成19年1月発効）、日中（平成20年11月発効）、日香港（平成21年9月発効）、日EU（平成23年1月発効）、日露（平成23年2月発効）及び日越（令和4年8月発効）の各刑事共助条約・協定並びにサイバー犯罪に関する条約（平成24年11月発効）、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（平成29年8月発効）及び腐敗の防止に関する国際連合条約（平成29年8月発効）を締結しました。これらの締約国及び地域との間では外交経路を介することなく、証拠の収集について我が国の法務省等と相手国の司法当局との間で直接連絡をとることができ、手続の迅速化が図られています。また、今後も更なる連携強化を図っていくこととしています。

検察庁について

検察庁は、裁判所に対応しておかれており、その種類としては、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁があります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。



出前教室や移動教室を実施しております。学習目的などご要望に合わせてアレンジ可能です。お申し込みは、最寄りの検察庁へお気軽にお問合せください。

検察広報キャラクター
サイバンインコ



検察庁
ホームページ
はこちらをご覧ください。



検察庁
広報資料
はこちらをご覧ください。



検察官とは

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことを証明します。証拠調べの終了後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その執行を指揮します。

その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

検事の仕事について
詳しく知りたい方

はこちらを参照ください。



検察事務官とは

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて、犯罪の捜査から裁判の遂行、そして刑の執行に至るまでの一連の刑事手続に関する業務を行うほか、総務・人事・会計等の事務を行っています。



検察庁における各種取組への刑事局の支援

検察庁における近年の各種取組を支援しています。

(1) 犯罪被害者の方々への支援

犯罪被害者の方々の保護・支援のため、捜査や裁判など各段階に応じ、様々な支援制度が設けられています。具体的な支援制度については、右の二次元コードから法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html

犯罪被害者向け
パンフレット動画が
ご覧いただけます



(2) 検察庁における再犯防止

検察庁では、被疑者・被告人のうち、高齢・障害等により福祉的支援が必要な者に対して、保護観察所、弁護士会、福祉・医療関係機関等と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施しています。また、支援を円滑に実施するため、各地検に担当部署を設置し、担当の検察官、検察事務官を配置しているほか、必要に応じ、社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして雇用して助言を得るなどして、取組を推進しています。

矯正局

Mission

犯罪や非行をした人に自らの罪を反省させるとともに、円滑に社会復帰できるよう、年齢や障害、犯罪に起因する問題性などに応じた指導を行うなど、再犯・再非行を防止することを目的として、犯罪等をした人を収容する矯正施設の運営に関する事務などを行っています。

社会とともに歩む新しい矯正のかたち

令和7年6月に拘禁刑が施行され、現在の懲役と禁錮は廃止されます。刑罰の種類が変更されるのは、明治40年の刑法制定以来、初めてのことになります。

拘禁刑創設により、受刑者一人一人の特性を踏まえながら、その再犯防止や社会復帰に向けた働きかけを作業と指導を柔軟に組み合わせながら行うことが可能になります。

また、このような処遇を行う際には、令和5年12月から運用している「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」を始め、被害者等の方々の心情や置かれた状況を踏まえながら、受刑者等が反省や悔悟の情を深めるよう指導等の働きかけを行っていくことも求められています。

このような拘禁刑にふさわしい処遇を実現していくため、矯正局では、受刑者処遇全般にわたる見直しを進めています。（詳細については、「特集1 再犯防止の推進（拘禁刑の導入と受刑者処遇の充実）（7ページ）」をご覧ください。）

ミッション：
更生を信じる力で、
もっと安全で豊かな
社会を

私たちは、どんなときも犯罪や非行をした人と向き合ってきました。
安全な環境を保つこと。自らの罪と向き合い、真摯な反省の下、責任ある社会の一員として再び生きようとする事。
それが、新たな被害を防ぎ、安全で豊かな社会につながると信じて。
過去や未来と向き合い、その人の心を動かすこと。
そして、共に生きようとする社会を創ること。
「更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を」
それが、私たちの使命です。

ビジョン：
罪と向き合い、
社会とつながる場所

私たちは、犯罪や非行をした人が、人や社会とのつながりの中で更生し、共生できる社会を創ります。
そのための安全について考え、実践と改善を重ねます。
社会のあらゆる人と共に更生について考え、それぞれの価値観と世界観を共有しながら、協働します。
そのためにも、私たち自身の健康や幸福について考え、環境を整えていきます。

バリュー

24時間365日、私たちは見守り続ける。
日中の工場や教室で。夜の廊下で。
一人一人の観察と、一つ一つの確認を繰り返し、声をかけていく。
一人一人が、それぞれの持ち場で自らの責務と真摯に向き合う。
目の前にいるその人が、自らに科された一日一日を大切に重ねていくように。
安全で豊かな社会に向けて。

- 1 犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪や非行をした人の過去にも目を向けて、真摯な反省と更生に向けた思いや行動が生まれるよう、対話を重ねます。
- 2 安全を守り、回復と更生を支援する対人援助職として、公平・公正に振る舞い、自らの責任を果たしていきます。このために常に学び、磨く姿勢を持ち、社会とつながりながら、創意工夫を重ねます。失敗を教訓と捉え、困難な課題にも挑戦していきます。
- 3 多様な価値観を受け入れ、それぞれの強みが発揮されるよう助け合い、共に成長し、共に幸福であらうとします。

(※)・ミッション：社会の中で果たすべき役割 ・ビジョン：20年後の目指す姿 ・バリュー：一人一人の職員が持つべき価値観や行動基準

矯正行政は大きな変革期にあります。変革に向けた取組を着実に推進し、拘禁刑にふさわしい処遇を実現するためには、矯正施設で働く職員はもとより、国民のみなさまのご理解とご協力を得ていくことが重要となっています。

そこで、矯正局では、これからの社会の中で矯正行政が果たすべき役割を明らかにする、「ミッション・ビジョン・バリュー」の策定に向け、125名の職員をメンバーとするプロジェクトを立ち上げました。

本プロジェクトでは、それぞれのメンバーが犯罪被害者、職場の上司や部下、同僚等へのインタビューを実施したほか、大学生や会社員等、一般の方とのワークショップを開催し、延べ1500名もの多くの声をもとに、ミッション・ビジョン・バリューを策定しました。



矯正局では、策定したミッション・ビジョン・バリューをもとに、取組を進めてまいります。

本取組の詳細
はこちらをご覧ください。



矯正官署の紹介

刑事施設

刑事施設には、懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容する刑務所（令和7年6月からは、拘禁刑受刑者も収容）、少年受刑者などを収容する少年刑務所、被告人、被疑者など、主に刑の確定していない未決拘禁者を収容する拘留所があります。

日本の 刑事施設

はこちらをご覧ください。



少年鑑別所

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行っています。また、「法務少年支援センター」として、地域社会における非行及び犯罪の防止のため、非行、いじめ、家庭内暴力など一般の方々や学校の先生などの関係者からの相談に応じています。

少年鑑別所 のしおり

はこちらをご覧ください。



少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育や社会復帰支援を行っています。

明日につなぐ

はこちらをご覧ください。



矯正研修所

矯正職員に対する職務上必要な研修を行っているほか、矯正に関する効果検証等を行っています。

法務省 HP の 矯正研修所ページ

はこちらをご覧ください。



保護局

Mission

保護局が所管する更生保護制度は、安全安心な地域社会の実現のため、実社会の中で、犯罪や非行をした人の再犯等を防止し、立ち直りの支援を行うものです。具体的には、保護司を始めとする民間協力者と協働して保護観察処遇を行うとともに、地方公共団体等とも連携しつつ、地域住民などからの犯罪や非行に関する相談にも応じています。また、矯正施設に収容されている人の釈放後の生活環境の調整や仮釈放等、“社会を明るくする運動”を始めとする犯罪予防活動、恩赦、犯罪被害者等施策などを担っています。さらに、心神喪失者等医療観察制度に基づく地域社会における処遇等も所管しています。

保護観察処遇

再犯・再非行防止に向けた指導等を効果的に行うため、アセスメントツール（CFP）を導入し、個々の保護観察対象者の特性等を的確に把握して処遇の充実を図っています。また、認知行動療法を理論的基盤とした専門的処遇プログラムを薬物事犯者等に実施しているほか、保護観察対象者のニーズに応じ福祉的支援の確保や就労・住居支援を行っています。

加えて、保護観察対象者が、事件の責任や、事件が被害者等に与えた影響等を理解し、被害弁償や謝罪に誠実に努めるよう「しよく罪指導プログラム」による指導を実施するなどしています。



集団プログラムの様子(イメージ)

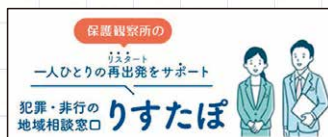
更生保護の地域貢献

地域で暮らす刑務所出所者等に対する「息の長い」支援を確保するため、次のような活動を展開しています。

- 保護観察所が、刑務所出所者等本人を含め、地域住民、関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的な知識を生かして、必要な情報の提供、助言等の援助を行っています。
- 更生保護施設を退所するなどして地域で暮らしている人には、生活が軌道に乗るまでの間、更生保護施設職員が自宅を訪問するなどして相談に乗ったり、社会生活に必要な様々な手続きに同行するなどの継続的な支援を行っています。
- 一部の地域では、保護観察所が専門のノウハウを持った民間の事業者に委託し、地域の関係機関、民間協力者等による地域支援体制を整備するとともに、それぞれが行う支援活動の支援を行っています。

これらの活動を通じて、更生保護が地域の安全・安心や福祉向上に必要な役割を果たすことで、地域社会に貢献し、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に取り組んでいます。

更生保護に関する地域援助はこちらをご覧ください。



保護司適任者確保

保護司は担い手確保が年々困難となり、高齢化も進んでいるため、法務省では、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業等の地域住民の方の中から保護司適任者を見出すための「保護司候補者検討協議会」や、地域の方々に保護司活動を体験していただく「保護司活動インターンシップ」を実施しているほか、地方公共団体等の協力も得て、保護司活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」を全国に整備しています。

また、広報活動にも注力しており、“社会を明るくする運動”など様々な機会を捉えて、保護司の魅力や保護司制度の意義を発信しているほか、国際会議等の機会を通じて、保護司を始めとする更生保護ボランティアの取組に対する国内外における認知度を向上させ、社会的な評価を一層高めることにも取り組んでいます。



保護局についてはこちらをご覧ください。

更生保護の担い手

国の機関等

地方更生保護委員会

全国8か所に置かれ、仮釈放や、仮釈放中の人が決められた約束事を守らなかった場合の仮釈放の取消し等に関する調査や決定などを行っています。

保護観察所

全国50か所に置かれ、保護観察処分を受けた少年、少年院からの仮退院者、刑務所からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する保護観察や、心神喪失者等医療観察制度に基づく処遇などの第一線の実施機関です。

保護観察官

地方更生保護委員会と保護観察所に配置されている国家公務員で、医学、心理学、教育学及び社会学等の専門的知識に基づき、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整等を行っています。

社会復帰調整官

保護観察所に配置されている精神保健福祉士等の資格を有する国家公務員で、地域関係機関等との連携の下、心神喪失者等医療観察制度の対象となる人への精神保健観察や生活環境の調査・調整等を行っています。

自立更生促進センター

親族や更生保護施設等では円滑な社会復帰のための必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を宿泊させて、濃密な指導監督と手厚い就労支援等を行う国が運営する施設です。

民間協力者・事業者

保護司

保護観察官と協働して犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。法務大臣が委嘱する非常勤の国家公務員であり、給与は支給されませんが、活動費用の全部又は一部の実費支給があります。

更生保護女性会

犯罪予防活動を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、子育て支援活動、更生保護施設への支援など、幅広い活動を行うボランティア団体です。

BBS会

BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会は、兄や姉のような身近な存在として少年たちと接しながら、その健全な成長を手助けする青年ボランティア団体です。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。

更生保護施設

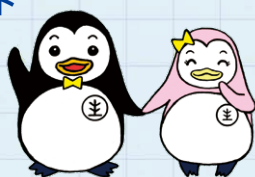
住まいや頼ることのできる人がいない犯罪や非行をした人を、一定期間受け入れて宿泊場所や食事を提供するとともに、自立に必要な支援等を行う施設です。全国に約100施設があり、施設退所後の地域生活の定着に向けた継続的な支援も行っています。

更生保護協会

地域における支援ネットワークを構築するとともに、更生保護関係団体に対する助成や研修の実施を通じて活動支援を行っているほか、地域における広報・啓発活動に取り組んでいます。

更生保護マスコットキャラクター

更生ペンギンの
ホゴちゃんとサラちゃん

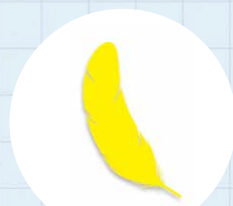


「ホゴちゃんと
サラちゃんのお部屋」
はこちらをご覧ください。



幸福の黄色い羽根

幸福（しあわせ）の黄色い羽根は、犯罪や非行のない明るい社会を願う“社会を明るくする運動”のシンボルマークです。



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト
はこちらをご覧ください。



人権擁護局

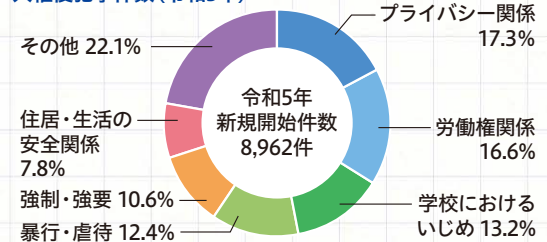
Mission

人権擁護局は、全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現に向けて、人権問題に関する様々な相談を受け、相談内容に応じた助言などを行う人権相談、いじめやセクハラなどの人権侵犯事件の調査救済、皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための様々な人権啓発活動等を行っています。

人権相談及び人権侵犯事件の調査救済

全国の法務局では、面談による相談、電話やインターネット（チャットを含む。）を利用した相談を受け付けています。そこで、人権が侵害された疑いのある案件については、調査を行い、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や、当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」、「勧告」といった措置を講じるなどして、被害の救済及び予防に努めています。

人権侵犯事件数(令和5年)



こどもの人権問題について

法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布しています。また、専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））を設置し、法務局職員や人権擁護委員がこどもからの相談に応じています。さらに、法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」を開設し、人権相談を受け付けるほか、チャット人権相談を実施するなど、様々な手段を用意し、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めています。



こどもの人権SOSミニレター（小学生用）

インターネット上の人権侵害情報への対応について

全国の法務局では、インターネット上の人権侵害情報に関する人権相談に応じており、相談の中で、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、被害者の意向に応じて、人権侵犯事件として立件し、調査を行っています。そして、調査の結果、人権侵犯の事実が認められる場合には、法務省の人権擁護機関からプロバイダ等に対して、その情報の削除を要請するなどの措置を講じています。

相談窓口案内

英語 中国語 韓国語 フィリピン語 ポルトガル語 ベトナム語 ネパール語 スペイン語 インドネシア語 タイ語	みんなの人権 110番	ゼロゼロみんなのひやくとおぼん 0570-003-110 (全国共通)
	こどもの人権 110番	ゼロゼロみんなのひやくとおぼん 0120-007-110 (全国共通・無料)
	女性の人権 ホットライン	ゼロナゼロのハートライン 0570-070-810 (全国共通)
	外国語 人権相談ダイヤル	0570-090-911 (全国共通)

LINE
じんけん相談

アカウント名:法務局LINEじんけん相談
検索ID:@linejinkensoudan

パソコン スマートフォン
携帯電話

インターネット人権相談 検索
<https://www.jinken.go.jp>

人権啓発

法務省の人権擁護機関では、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために、シンポジウム等の開催、人権教室や各種研修の実施、インターネットを活用した啓発資料の公表や広告の配信等、様々な人権啓発活動を行っています。

1 啓発活動重点目標「『誰か』のこと じゃない。」

我が国では、こども、障害のある方やマイノリティの方々に関する人権問題、部落差別（同和問題）、インターネット上の人権侵害など、様々な人権問題が存在しますが、これらは決して、自分以外の「誰か」のこと、自分には関係のないことではありません。法務省の人権擁護機関では、これらの人権問題を自分のこととして捉え、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動における重点目標に掲げ、様々な人権啓発活動を展開しています。

2 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。

第42回全国中学生人権作文
コンテスト入賞作文集



人権教室



ポスター

「令和6年度啓発活動重点目標」

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々であり、現在、約14,000名の
人権擁護委員が全国の各市町村（東京都においては特別区を含む。）に配置されています。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で、人権の大切さを広めたり、人権を擁護していくことが望ましいという考えから昭和23年に創設されたものです。人権擁護委員は、法務局・地方法務局の職員とともに、互いにその長所を生かし、人権相談や人権啓発活動等に取り組んでいます。

人権擁護委員特設サイトはこちらをご覧ください。



Column コラム

「ヘイトスピーチ」って？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



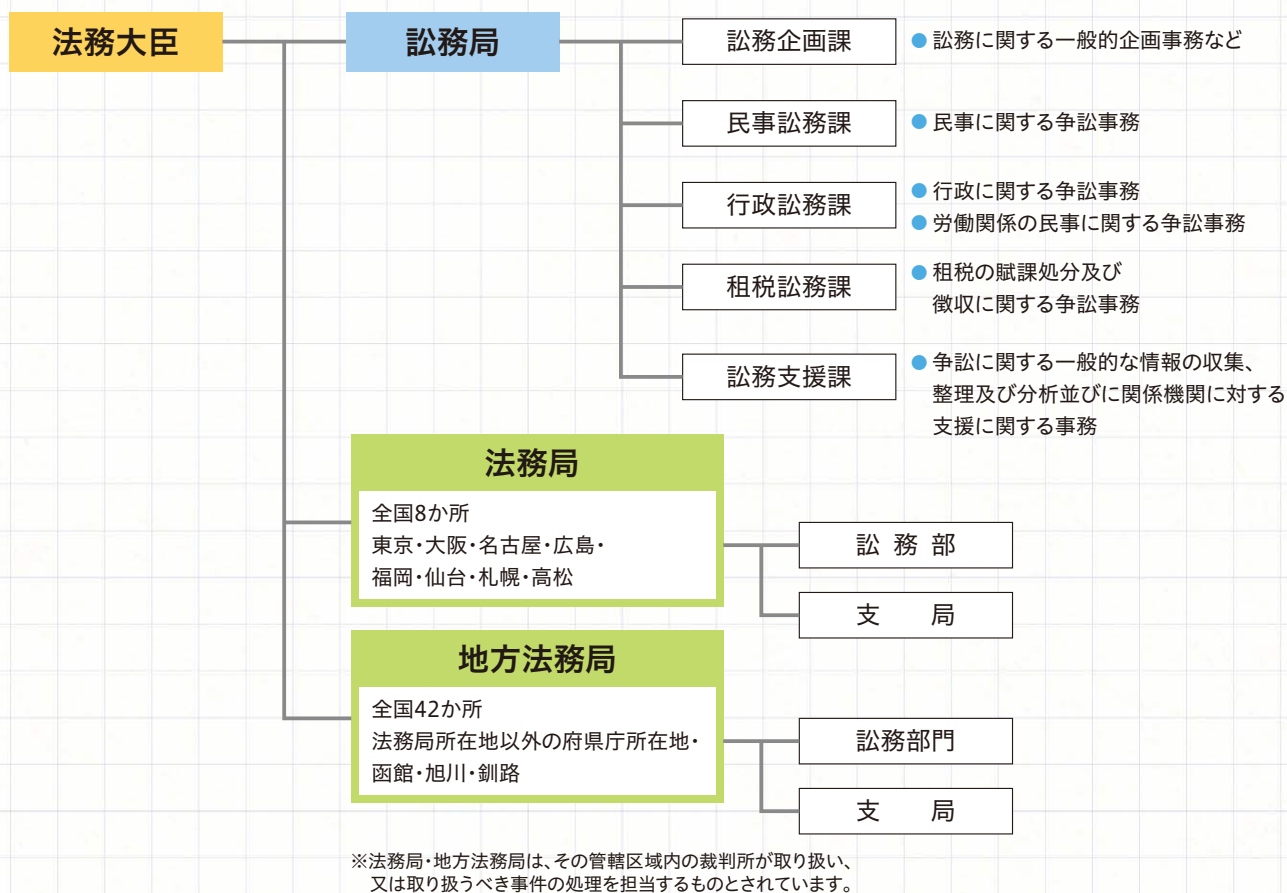
訟務局

Mission

訟務局は、国の訴訟などの統一かつ適正な処理を目的として、国を当事者とする国家賠償訴訟、行政訴訟などの訴訟事務や、行政機関の求めに応じ、法的紛争に発展するおそれのある案件について法的な助言を行う「予防司法支援」事務を行っています。地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人を当事者とする訴訟のうち、国の利害に関係があると認められるものも、求めに応じて追行しています。

訟務の組織

法務大臣を頂点として、法務省に置かれている訟務局と、地方実施機関としての法務局・地方法務局によって構成されています。



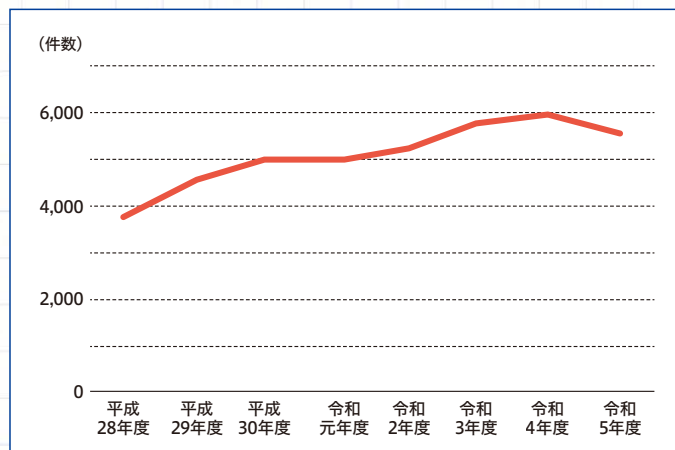
訴訟追行

国を当事者とする訴訟には、国に対して損害賠償を求める国家賠償訴訟や行政処分の取消しなどを求める行政訴訟などがあります。

これらの訴訟の中でも、その結果次第で国の政治、行政、経済等に重大な影響を及ぼすような「重要大型事件」の割合が増加し、近年も高水準で推移しています。

法務省は、司法の一翼を担う者として、これらの訴訟について国の立場から統一かつ適正な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な紛争解決の実現に寄与しています。これによって、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和が図られ、ひいては「法律による行政の原理」が確保されることが期待されます。

重要大型事件の係属件数の推移



〈係属中の主な訴訟〉

- アスベスト訴訟
- 基地関係訴訟
- 水俣病関係訴訟
- C型肝炎訴訟
- B型肝炎訴訟
- 原子力関係訴訟
- 福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- 諫早湾干拓関係訴訟
- 安保法制関係国家賠償請求訴訟

予防司法支援制度

訟務局では、政府部内の法律専門家として、各行政機関が抱える法律問題について、各行政機関からの照会に応じて、これまでの訴訟対応等によって得た知見を提供するなどして法的な助言を行う「予防司法支援制度」を実施しています。

これは、訟務局が、行政機関が行おうとする施策や処分等が適正かどうかを事前に法的観点からチェックすることで、国の施策や処分等によって、国民の生命・身体・財産等が侵害されたり、裁判等の法的紛争に巻き込まれたりすることを未然に防ぐなど、「法律による行政」を実現し、国民の権利・利益の保護に寄与することを目的としています。

国際裁判支援対策

政治、経済を始め様々な分野でグローバル化が進展する中、我が国が他国の裁判所や国際機関における法的紛争の当事者となることも多くなると予想されます。訟務局では、これまで国内外の訴訟の場において長年にわたって培ってきた法解釈や主張立証等の知見・ノウハウを活用して、外務省を始めとする関係府省庁等と連携し、そうした法的紛争を避け、あるいは法的紛争に適切に対応するための支援を行っています。

訟務局について 詳しく知りたい方はこちら

訟務局では、法務省ホームページ上において、国に関する訴訟の情報を掲載しており、係属中の主な訴訟の概要や主な判決等を公開しています。

係属中の主な訴訟の概要

https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html



最近の主な判決一覧

https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html



訟務重要判例集データベース

訟務月報(法務省訟務局が作成している判例情報誌)に掲載されている裁判例を検索・閲覧できるシステム
https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00041.html



出入国在留管理庁

Mission

出入国在留管理庁は、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)に基づき、我が国に入国又は我が国から出国する全ての人の出入国と我が国に在留する外国人の公正な在留管理を図るとともに、難民等の認定手続、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行っています。

円滑かつ厳格な出入国審査

全ての人の出入国の公正な管理

外国人がどのような目的で日本を訪れ、どのくらい滞在するのか、それが日本人の生活をおびやかすことがないのかなどを日本の法令に基づいて判断し、日本に滞在することができるかどうかが決まります。これを行う出入国管理の仕事は、人の交流が活発になればなるほど一層重要になります。

正当な目的をもって来日しようとする人がスムーズに入国し安心して生活できるようにするとともに、日本での滞在を認めてはならないような外国人から日本国民の生命・安全や産業・国民生活上の利益を守ることもまた、入管の仕事です。



入国審査



バイオカード



顔認証ゲート



共同キオスク

外国人の適正かつ円滑な受入れ

外国人の在留の管理

日本に在留する外国人は、上陸の時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて地方出入国在留管理局で許可を受けなければなりません。

我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と在留を認めると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されることがないように配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。



在留審査窓口

オンラインによる在留手続

- ① 地方出入国在留管理局の窓口に出向く必要はありません。
- ② 自宅やオフィスから24時間、365日申請可能です。
※年に数回メンテナンスのために停止する場合があります。
- ③ システムの利用料金はかかりません。 **Free**
- ④ 在留カードを郵送でも受領できます。

**24H
365DAY**



「らすっぴ」
オンラインによる在留手続の
PRキャラクター

在留申請のオンライン手続
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html>



共生社会の実現に向けた外国人の受入環境整備

日本人と外国人がともに、安全・安心に暮らすことのできる共生社会の実現のため、政府として外国人の受入れ環境の整備を進めています。出入国在留管理庁は、平成31年4月、法務省入国管理局から改組され、従来の出入国審査や在留審査などに加えて、外国人の受入れ環境の整備に関する企画立案や総合調整を担うことになりました。政府の司令塔としての施策の取りまとめや、地方公共団体等とも協力しつつ、外国人の支援に取り組んでいます。



一元的相談窓口の相談風景

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

我が国にいる外国人の一部には、不法入国や不法上陸をした人、在留期間を経過して不法残留をした人、不法就労をしている人、あるいは一定の刑罰に処せられた人などがいます。

出入国在留管理庁は、そのような法令に違反するなどした外国人を法令に基づき国外に退去させることで、安全・安心な社会の実現のために取り組んでいます。



難民等の適正な保護

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで昭和57年に難民議定書に順次加入するとともに、難民認定手続きに係る必要な体制を整えてきました。

また、条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護するための、補完的保護対象者認定制度が令和5年12月1日から開始されています。

さらに、我が国は第三国定住による難民の受入れも行っています。

出入国在留管理庁は、補完的保護対象者を含めた難民等の認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めているほか、第三国定住難民の円滑な受入れにも関与しています。



難民調査官による調査

全国に広がる出入国在留管理

出入国在留管理行政を行うための機構として、法務省の外局である出入国在留管理庁が設けられているほか、地方出入国在留管理局（8か所）、同支局（7か所）、出張所（61か所）及び入国管理センター（2か所）が設けられています。

出入国在留管理庁
ホームページ
はこちらをご覧ください。



出入国在留管理庁
マスコットキャラクター「イミグー」

公安調査庁

Mission

公安調査庁は、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（団体規制法）に基づいて、我が国の公共の安全の確保を図ることを任務としています。具体的には、いわゆるオウム真理教に対する観察処分等を実施しているほか、我が国情報コミュニティのコアメンバーとして、経済安全保障、サイバー空間における脅威、国際テロ、北朝鮮・中国・ロシア等の周辺国等の情勢、国内諸団体の動向など、国内外の諸動向に関する情報を収集・分析し、それらの情報（インテリジェンス）を関係機関に提供することで、政府の各種施策に貢献しています。

経済安全保障

国際社会において、現在、経済や先端技術をめぐる安全保障上の課題への対応が重要となっています。我が国においても、適正な経済活動や研究活動を装って我が国企業や大学等が保有する技術・データ・製品等の獲得を図る事案等が発生しており、こうした技術等の流出を未然に防止することが重要です。

公安調査庁では、我が国企業や大学等が保有する技術等を標的とした懸念動向に関する情報、懸念国による経済活動を通じた影響力行使に係る情報、外国資本による重要施設周辺等の不動産取得に係る情報などを収集・分析し、政府中枢を始めとする関係機関に提供しています。また、経済団体・企業等への講演や動画・パンフレットの作成・公表などを通じて注意喚起を行っています。



経済安全保障関連イベントにおける講演

サイバー関連等の情報収集及び分析

機密情報の窃取、金銭獲得等を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化する中、サイバー空間における悪意ある主体の活動は、国民生活の安全・安心に対する深刻な脅威となっています。なかでも、国家が関与・支援する高度なサイバー攻撃は、特に深刻な脅威として懸念されます。

公安調査庁では、懸念国等が関与・支援するサイバー空間上の活動に関連する調査に取り組んでおり、サイバー攻撃を実行した脅威主体の実態解明や、発生したサイバー攻撃事案の解明等の課題につき情報収集・分析し、関連情報を関係機関に適時適切に提供することで、政府の施策に貢献しています。

テロの未然防止に向けた取組の強化

海外では、「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）や「アルカイダ」を始めとする国際テロ組織が現在も活動を展開しており、それらによるテロの脅威は、依然として存在しています。海外において邦人がテロに巻き込まれるケースもあり、引き続き、警戒する必要があります。

公安調査庁では、海外における国際テロ組織の動向に加え、こうしたテロ組織との関係が疑われる国内の不審な人物・組織の有無やその不穏動向等に関する情報の収集・分析を行っています。

オウム真理教に対する観察処分等

松本サリン事件及び地下鉄サリン事件から30年、いわゆるオウム真理教（団体）は、現在、「Aleph」（アレフ）、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」を中心に活動を継続しており、今もなお、両サリン事件等の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫を絶対的帰依の対象とし、同人の影響下にあるなど危険な体質を維持しています。

これに対し、公安調査庁は、平成12年から、団体規制法に基づく観察処分（組織や活動の現状に関する報告の徴取及び団体施設に対する立入検査等）を実施しており、その結果について関係地方公共団体の長に提供しています。また、住民の恐怖感・不安感の解消に資するため、地域住民との意見交換会を開催し、団体の現状や立入検査の実施状況等について説明を行っています。

さらに、公安調査庁は、「Aleph」が団体規制法で定められている報告すべき事項の一部を報告せず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難となっていることから、令和5年1月以降、公安審査委員会に対し、4回にわたり、再発防止処分を請求しました。公安審査委員会は、請求を受け、「Aleph」に対して、再発防止処分を行うことを決定し、「Aleph」は、①当該団体管理下の土地・建物の全部又は一部を使用することが禁止されるとともに、

②金品等の贈与を受けることが禁止されています（令和6年12月現在）。

公安調査庁としては、引き続き、団体規制法に基づく調査や規制措置を適切かつ厳格に実施することで、国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に努めてまいります。



立入検査の様子

オウム真理教特集ページ

はこちらをご覧ください。



公安調査庁ホームページ

公安調査庁のホームページでは、公安調査庁の所管法令、沿革、業務内容に加え、「オウム真理教特集ページ」、「世界のテロ等発生状況」、「最近の内外情勢」といった国内外情勢に関する各種情報を発信しているほか、前述の取組に関する各種パンフレットなどについて紹介しています。



公安調査庁 ホームページ

はこちらをご覧ください。



公表資料

はこちらをご覧ください。

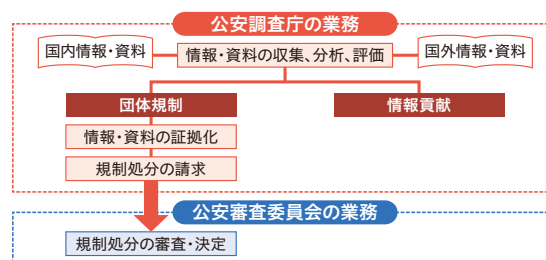


公安審査委員会

Mission

公安審査委員会は、公共の安全の確保に寄与することを目的として、法務省の外局として設置されています。「破壊活動防止法」、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定されている破壊的団体などについて、公安調査庁長官からの規制処分の請求に対し、客観的・中立的立場から適正な審査を行い、処分の要否や規制内容等を決定する行政委員会です。

公安調査庁・公安審査委員会の業務の流れ



法務総合研究所

Mission

法務総合研究所は、①刑事政策全般に関する実証的な調査・研究の実施、我が国の犯罪動向及び犯罪者処遇の実情のほかその時々的重要課題をまとめた「犯罪白書」や、個別の研究成果をまとめた「研究部報告」の公表、②法務省職員（矯正関係職員・出入国在留管理庁職員・公安調査庁職員を除く。）に対する職務年数や専門性に応じた各種研修の実施、③諸外国の刑事司法実務家を対象とした国際研修の実施や犯罪防止及び刑事司法に関する国連の活動への協力、④アジアを中心とした諸外国に対する法制度整備支援（法令の整備、法制度の運用改善、法律実務家の人材育成）の実施等と多岐にわたった業務を行っています。

犯罪白書とその英語版の発刊

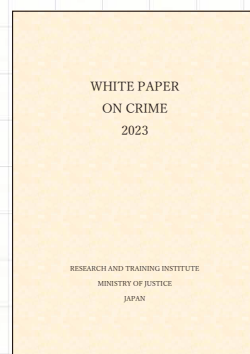
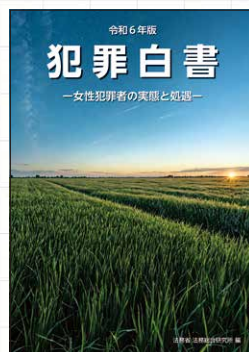
犯罪白書は、年に1回発刊しており、主に、前年の犯罪動向や犯罪者処遇の実情等の刑事司法全般につき、統計データに基づいて分析・報告するルーティーンパートと、その時々刑事政策上の課題等に応じたテーマについて調査・研究を行う特集パートで構成されています。

最近の特集

- 令和6年版 女性犯罪者の実態と処遇
- 令和5年版 非行少年と生育環境
- 令和4年版 ①新型コロナウイルス感染症と刑事政策
②犯罪者・非行少年の生活意識と価値観

犯罪白書は、カラーの図表を豊富に掲載し、読みやすさについて配慮しながら、資料及び紹介内容の充実に努めています。また、国際的な発信のため、英語版も公表しています。

いずれも、法務省ホームページ上で簡単にアクセスできます。



**犯罪白書
ホームページ**
はこちらをご覧ください。



**犯罪白書(英語版)
ホームページ**
はこちらをご覧ください。



国際協力の推進

法務省では、開発途上国等に対し、法の支配の確立による安全・安心な社会の実現を支援する国際協力を行っています。法の支配による良い統治（グッド・ガバナンス）の普及・確立は、それらの国々の健全な発展や地域の安定に資するだけでなく、国際組織犯罪の防止、経済活動の促進等につながり、ひいては我が国の国益にも資する重要な国際貢献です。

国連との協定に基づき国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）では、昭和37年以来、世界の開発途上国等の刑事司法に携わる実務家を対象として犯罪対策や犯罪者の処遇に関する研修等を実施しています。研修卒業生の多くは、それぞれの国・地域において司法分野における指導的な役割を担って活躍しており、そのネットワークは、我が国と世界の刑事司法関係者との良好な関係の礎となっています。

また、国際協力部（ICD）は、政府の方針に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）、学界等と協力し、アジア諸国を中心として法制度整備支援（法令の整備、法制度の運用改善、法律実務家の人材育成）を行っており、法の支配の確立とビジネス環境の整備に貢献しています。

**UNAFEI
ホームページ**
はこちらをご覧ください。



**ICD
ホームページ**
はこちらをご覧ください。



アジアの卒業生が高位高官に昇進した例

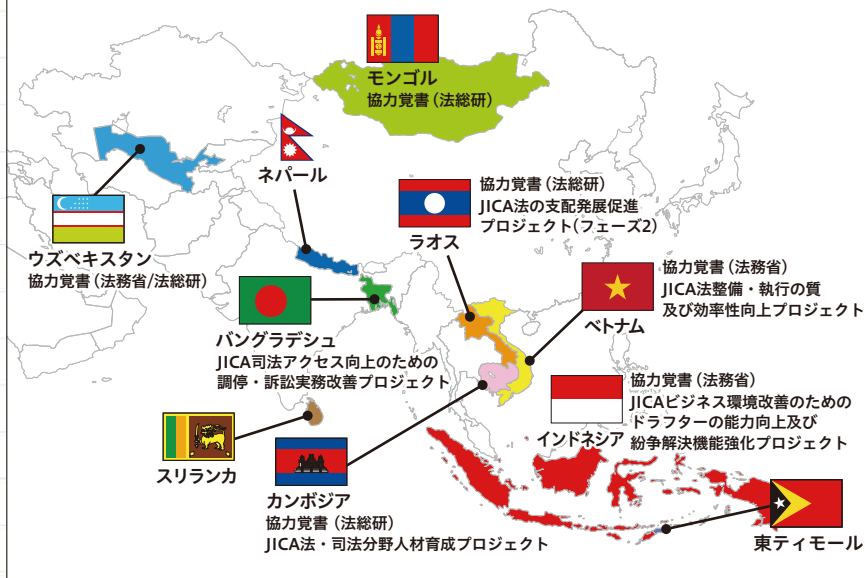


国際研修の風景
(国連アジア極東犯罪防止研修所)



国際研修のグループワークショップの風景(国連アジア極東犯罪防止研修所)

国際協力部の支援対象国(令和6年12月現在)



※JICAプロジェクトの実施国、法務省又は法務総合研究所が相手国側との間で協力覚書を締結している国については、その旨を記載した。



ベトナム本邦研修の様子
(国際協力部)



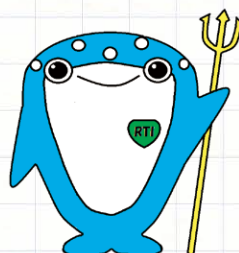
インドネシア本邦研修の様子
(国際協力部)

法務総合研究所について 詳しく知りたい方はこちら

法務総合研究所の詳しい業務内容については、以下のパンフレットをご覧ください。

- 法務総合研究所パンフレット
- 国連アジア極東犯罪防止研修所パンフレット
- 国際協力部パンフレット

法務省
ホームページ
からご覧いただけます。



法務総合研究所公式キャラクター
ジンペエくん



UNAFEIとICDが設置されている
国際法務総合センター

資格・採用

資格試験

司法試験

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識とその応用能力の有無を判定する国家試験であり、現行の司法試験は平成18年から実施されています。

令和4年まで、司法試験を受験するためには、法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格が必要でしたが、令和5年の司法試験からは、法科大学院課程に在学中の者についても一定の要件を満たした場合には、司法試験の受験が認められることになりました（在学中受験資格）。

なお、司法試験には、受験期間が定められており、それぞれ受験資格を得た日後の最初の4月1日から5年が経過するまでの期間（ただし、在学中受験資格については、同資格で最初に受験した日の属する年の4月1日から同法科大学院課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から5年を経過するまでの期間のいずれか短い期間）

受験することができます。

試験は短答式（択一式を含む。）及び論文式による筆記の方法によって行われ、受験者全員が同時期に両方の試験を受験することとなります。

合格後は最高裁判所の司法研修所における修習の後、裁判官、検察官、弁護士として法曹の各分野で活躍することとなります（修習についての詳細は、最高裁判所人事局任用課にお問い合わせください。）。

司法試験の結果

	受験者数	合格者数	合格者平均年齢	対受験者合格率
令和2年	3,703	1,450(367)	28.4	39.16%
令和3年	3,424	1,421(395)	28.3	41.50%
令和4年	3,082	1,403(389)	28.3	45.52%
令和5年	3,928	1,781(524)	26.6	45.34%
令和6年	3,779	1,592(481)	26.9	42.13%

注（ ）内は、女性合格者を示す内数である。

司法試験予備試験

司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式（択一式を含む。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行われます。受験資格等の制限はありません。

司法試験予備試験の結果

	受験者数	合格者数
令和2年	10,608	442(75)
令和3年	11,717	467(102)
令和4年	13,004	472(73)
令和5年	13,372	479(79)
令和6年	12,569	449(95)

注（ ）内は、女性合格者を示す内数である。

● 司法試験と司法試験予備試験についての問合せ先：司法試験委員会

住所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話：03-3580-4111（代表）

司法書士試験、土地家屋調査士試験

司法書士は、登記・供託などの手続についての代理業務などを行うほか、法務大臣の認定を受けることにより、簡易裁判所における訴訟代理業務等を行うことができます。また、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記について必要な土地・建物に関する調査、測量、申請手続などの業務を行います。

司法書士試験及び土地家屋調査士試験は、それぞれ、司法書士・土地家屋調査士になろうとする者に必要な能力の有無を判定する国家試験で、法務大臣が行います。いずれも、試験は筆記及び口述の方法により行われ、口述試験は筆記試験に合格した者について行われます。最終合格者は、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿への登録を受けて、司法書士又は土地家屋調査士になることができます。

司法書士試験の結果

	受験者数	合格者数
令和2年度	11,494	595
令和3年度	11,925	613
令和4年度	12,727	660
令和5年度	13,372	695
令和6年度	13,960	737

土地家屋調査士試験の結果

	受験者数	合格者数
令和2年度	3,785	392
令和3年度	3,859	404
令和4年度	4,404	424
令和5年度	4,429	428
令和6年度	4,589	505

● 問合せ先：民事局民事第二課

採用試験

次のとおり、国家公務員総合職試験、一般職試験、法務省専門職員（人間科学）採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験の合格者の中から職員を採用しています。

総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）

● 問合せ先：

【法 務 省 本 省】法務省大臣官房人事課
【出入国在留管理庁】出入国在留管理庁総務課
【公 安 調 査 庁】公安調査庁総務部人事課

行政、法務、政治・国際・人文、法律、経済、工学、教養区分等からの採用者は、主に本省各局部課に配属され、施策の企画及び立案等に携わります。

人間科学区分からの採用者は、主に地方機関に配属され、その専門知識を生かして業務を遂行します。

ただし、人間科学区分の矯正局採用者のうち、教育・福祉・社会系の受験者は法律区分等と同様のキャリアパスとなります。

一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験）

● 問合せ先：

【電気等、機械、建築】大臣官房施設課庶務係
【行政区分等】（以下は主な採用官職）

法務局職員：各法務局・地方法務局

検察事務官：各地方検察庁

入国審査官：各地方出入国在留管理局

公安調査官：各公安調査局

電気等、機械、建築区分からは、大臣官房施設課に勤務する技官を、行政区分等からは、主に法務局・地方法務局に勤務する法務局職員、地方検察庁で勤務する検察事務官、空港等で勤務する入国審査官及び公安調査局等に勤務する公安調査官を採用します。

法務省専門職員（人間科学）採用試験

矯正心理専門職区分

● 問合せ先：各矯正管区職員課

矯正心理専門職は、少年鑑別所や刑事施設、少年院等に勤務し、心理学の専門的な知識・技術等を生かし、専門職員（法務技官（心理））として、非行のあった少年等について、面接や心理検査等を通じてその原因を分析し、処遇指針を提示するほか、刑事施設や少年院の処遇プログラムの実施などに携わっています。



法務教官区分

● 問合せ先：各矯正管区職員課

法務教官は、主に少年院や少年鑑別所に勤務し、幅広い視野と専門的な知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、円滑な社会復帰を図るため、生活指導、教科指導といった専門的な教育（矯正教育）や観護処遇等を行っているほか、刑務所において就労支援指導や教科指導等に携わっています。

保護観察官区分

● 問合せ先：各地方更生保護委員会事務局総務課

保護観察官は、保護観察所や地方更生保護委員会に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の専門的な知識に基づき、犯罪をした人や非行のある少年に対する面接や専門的な処遇プログラム実施等の指導、就労支援等の援助を行うなどして、社会内における再犯防止と社会復帰支援を担っています。

刑務官採用試験

● 問合せ先：各矯正管区職員課

刑務官は、原則として刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務します。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘置所では、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、これらの者の逃走や証拠の隠滅を防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。



入国警備官採用試験

● 問合せ先：各入国管理センター総務課

各地方出入国在留管理局総務課

（東京出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局は職員課）

入国警備官は、入国管理センター又は地方出入国在留管理局・同支局・同出張所に配置され、不法入国者、不法残留者などの摘発や違反事件の調査、被収容者の処遇、送還などに関する業務に従事します。



法務省赤れんが棟の歴史

明治の官庁集中計画の唯一の生き残り

法務省赤れんが棟は、ドイツ人建築家ベックマンとエンデ両氏の設計にかかるもので、7年余りの歳月を費やして明治28年12月、司法省として竣工されたものです。その後、戦災により、れんが壁を残し、屋根、床などを焼失したため、昭和23年から同25年にかけて復旧工事を行い、屋根などの形状や材質が一部変更されていましたが、平成3年から行った改修工事では明治28年の創建当時の姿に復原され、平成6年12月27日には国の重要文化財に指定（外観のみ）されました。



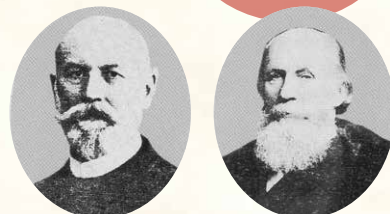
赤れんが棟と
中央合同庁舎
第6号館A棟



創建当時の赤れんが棟



建築技術



ドイツ人建築家
左) ベックマン 右) エンデ

法務史料展示室・メッセージギャラリー

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、明治の雰囲気をもつと身近に！
を今に伝える法務省赤れんが棟の中の復原室（旧司法大臣官舎大食堂）とそれに続くれんが壁の残る部屋などからなり、ここには「司法の近代化」と「建築の近代化」に関する史料を展示しています。

また、国民のみなさまに司法制度、法務行政等への理解を深めていただくため、重要な広報テーマについての展示を行っており、現在、裁判員制度や日本司法支援センター（法テラス）に関する資料などを展示しています。

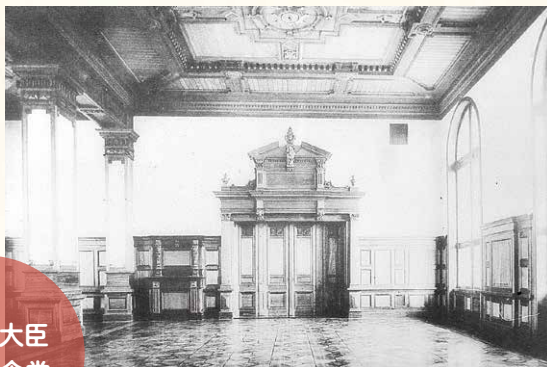


司法職務定制

司法の近代化

我が国が明治の初めから近代国家への脱皮を急務とする中で、最も急がれた司法の組織に関する立法や刑事法など明治前期の基本法典の編さん事業における司法省の活動と、いわゆるお雇い外国人の貢献に関する史料を紹介し、併せて、明治の著名な事件史料、法務行政の歴史資料などを展示しています。

明治政府によって策定された官庁集中計画の一環として建てられた建物のうち残存する唯一のものであり、我が国の建築の近代化を象徴する文化遺産となっている赤れんが棟の創設に関する史料、赤れんが棟に使われた建築技術の史料、赤れんが棟の改修・復原事業に関する史料などを展示しています。



旧司法大臣
官舎大食堂



法務史料
展示室



フランス人法律家
ボアソナードと
旧日本刑法草案



見学のご案内

法務史料展示室

所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省赤れんが棟3階
交通のご案内	裏表紙アクセスをご参照ください
公開日	月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日、祝日等はお休み/入場無料）
公開時間	午前10時から午後6時まで（入室は午後5時30分まで） 第3金曜日は午前10時から午後4時まで（入室は午後3時30分まで）
予約のご案内	10人以上の団体で見学を希望されるときは、電話・メールで予約をしてください。 予約は3か月前から受け付けています。
連絡先	直通電話番号：03-3592-7911 Eメール：renga1@i.moj.go.jp

法務省ホームページ「法務史料展示室・メッセージギャラリー」はこちらをご覧ください。

▶ https://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/housei06_00004.html



主な記念日、週間・月間行事

2025.4 ▶▶▶ 2026.3



国際更生保護 ボランティアの日

罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティアの意義や取組、その貢献に対する国際的認知度向上を図ることを目的とし、第2回世界保護司会議で4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されました。

法テラスの日

日本司法支援センター(通称:法テラス)では、法人設立日である4月10日を「法テラスの日」とし、その前後に、全国各地で無料法律相談会などを実施しています。

憲法週間

5月3日の憲法記念日を中心に1日から7日までの1週間を「憲法週間」として、憲法の精神や司法機能などの普及徹底を図るための行事を全国各地で行っています。

2025

4月

- 法テラスの日(4月10日)
- 国際更生保護ボランティアの日(4月17日)

5月

- 憲法週間(5月1日～7日)

6月

- 人権擁護委員の日(6月1日)
- 共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間

7月

- “社会を明るくする運動”強調月間
- 更生保護の日(7月1日)
- 再犯防止啓発月間

8月

- こども電が関見学デー
- 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

9月

“社会を明るくする運動”強調月間

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。強調月間である7月を中心に1年を通じて、広く周知し、理解を深めていただくための取組を実施しています。



第74回“社会を明るくする運動”ポスター

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

法務省の人権擁護機関は、こどもたちの人権を守るための各種相談活動の強化を目的として、学校の夏休み明け前後の期間に「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」を実施し、期間中については、受付時間の延長や土日の相談に対応しています。



令和6年度全国一斉「こどもの人権相談」強化週間ポスター

こども電が関見学デー

法務省の業務への理解を深めてもらうことを目的として、夏休みの期間中に小・中・高校生向けのイベントを開催しています。

再犯防止啓発月間

「再犯防止推進法」では、国民の間に広く再犯防止についての関心と理解を深めるため、7月を「再犯防止啓発月間」と定めています。同月間を中心に、広報啓発動画の製作など、再犯防止に関する情報発信を積極的に行っています。



再犯防止啓発月間ポスター

人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。人権擁護委員は、「あなたの街の相談パートナー」として、地域のみなさんからの人権に関する相談に応じています。



人権擁護委員ポスター

共生社会の実現に向けた 適正な外国人雇用推進月間

日本人と外国人がともに安全に安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、適正な外国人雇用の推進について理解と協力を求めるため、不法就労防止対策のほか、外国人労働者を受け入れるに当たっての留意点等の啓発活動を行っています。



共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間リーフレット



ADR週間

「ADR(裁判外紛争解決手続)」とは、調停やあっせんなど、裁判によることなく、民事上のトラブルを公正中立な第三者が関与して話し合いによる柔軟な解決を目指す手続です。また、ADRをオンライン上で行うことを「ODR」と言います。

法務省では、ADR・ODRを国民の皆さんの身近な紛争解決手段とするため、12月1日を「ADRの日」、12月1日から1週間を「ADR週間」と定め、様々な広報活動を展開しています。

ライフ・イン・ハーモニー推進月間 (英語名:LIFE IN HARMONY PROMOTION MONTH) オール・トゥギャザー・フェスティバル (英語名:ALL TOGETHER FESTIVAL)

外国人との共生社会の実現に向けて、共生社会への関心や理解を深めることを目的に、令和6年から、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と決めました。同月間中の目玉となるイベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催するなど、各種広報・啓発活動を重点的に展開しています。

10月

- 法の日週間(10月1日～7日)・
法の日フェスタ in 赤れんが
(10月第一土曜日)
- 公証週間(10月1日～7日)

公証週間

公証制度は、金銭の消費貸借や不動産の売買、賃貸借など重要な契約をしたり、遺言を作成したりするときに、法務大臣が任命した公証人が、法的に極めて強力な証拠力が認められる「公正証書」を作成することによって、後日のトラブルを未然に防ぐための制度です。日本公証人連合会では、法務省の後援の下に、10月1日からの1週間を「公証週間」と定め、公証制度の普及に努めています。

法の日週間・ 法の日フェスタ in 赤れんが

法の日(10月1日)は、法を尊重し、法によって基本的人権を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図ることを目的として制定されました。10月1日からの1週間が「法の日」週間とされ、講演会、無料相談会などの行事を全国各地で行っています。

また、法務省では、「法の日フェスタ in 赤れんが」を開催し、法務省を開放して様々なプログラムを行っています。



令和6年度法の日フェスタポスター

2026

1月

- ライフ・イン・ハーモニー推進月間
(英語名:LIFE IN HARMONY PROMOTION MONTH)
- オール・トゥギャザー・フェスティバル
(英語名:ALL TOGETHER FESTIVAL)

2月

3月

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。同週間中、イベントの開催や各種メディアによる周知・広報などの様々な活動が行われています。

人権週間

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等の人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。我が国では、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な人権啓発活動を展開しています。



第76回人権週間ポスター

法務省ってどんなところ？

法務省は、安全で安心な明るい社会をつくるために必要な仕事をしています。私たちが暮らす社会の中には、みんなが安心して暮らせるように、さまざまな法務省のお仕事があります。



権利と財産を守る仕事

みんなの権利と財産を守るために、法務局では土地や建物、会社のことを知るための登記制度に関する仕事をしています。また、契約や家族といった身近な暮らしのルールに関するさまざまな仕事をしています。



事件の捜査・裁判

検察官が事件を捜査し、犯人を起訴する(裁判にかけける)か、不起訴にする(裁判にかけない)かを決めます。また、裁判に立ち会い、犯人が罪を犯したことを明らかにします。



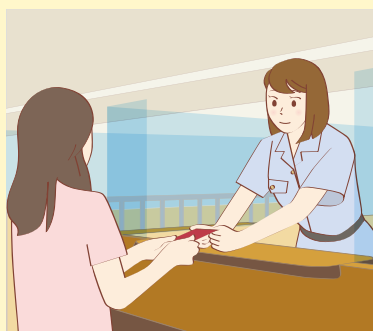
再犯防止

罪を犯した人が立ち直り、再び罪を犯すことがないように、刑務所や少年院で教育をしたり、地域社会の中で保護観察所が指導・支援を行ったりしています。



人権を守る活動

人権の大切さを知ってもらうための活動をしたり差別や虐待、いじめ問題の相談を受けたりしています。



出入国審査

日本人や外国人が出入(帰)国する際に問題がないか審査しています。



法教育

法がなぜ必要なのかを知ってもらうために、授業をしたり、動画を作ったりしています。

法はなんのためにあるの？

みなさんは「法」ということばを聞いて、どんなことをイメージしますか？なんとなく難しそうな感じがするかもしれませんが、法は、私たちをしあわせにしてくれるものです。

法とは、もともと、私たちひとりひとりが、お互いの個性を認め合い、協力し合いながら生きていくためのルールです。私たちの権利を守り、私たちが守らなければならないルールを明らかにすることによって、だれもが自由に活動することができ、生活をよりゆたかにするものが法です。

法律は、
すべて、法務省が
担当しているの？



法務省は、その名前から、日本の法律をすべて担当していると考えている人も多いと思いますが、実際はそうではありません。たとえば、税金に関する法律であれば財務省、学校での教育に関する法律であれば文部科学省といったように、それぞれの省庁が、その省庁の仕事に関係する法律を担当しています。

また、いくつかの省庁が一つの法律をいっしょになって担当し、おたが協力して仕事を進めている場合もあります。

法務省では、「民法」や「刑法」など、社会における基本的なルールを定める法律を数多く担当していて、安全・安心な社会のため、様々な仕事に取り組んでいます。

「法教育」って何だろう？

法教育とは、「法律やルールって何のためにあるの？」「約束をするってどういうこと？」「みんながそれぞれ、違う考えを持ちながら仲良く暮らすにはどうすればいいの？」といった問題を考えることで、何が良くて何が悪いのかを判断したり、うまくトラブルを解決するなど、社会で生きていくために必要な力を育てる教育です。

法務省では、みんなが楽しく法教育授業に参加できるように本を作ったり、みんなの学校で授業をしたり、いろいろな取組をしています。

ほうしういく
法教育マスコット
キャラクター
くん
「ホウリス君」



法務省のお仕事についてもっと調べてみよう

法務省ホームページの『きっずるーむ』では小・中学生のみなさん向けに、法務省のお仕事を紹介しています。

「法務省ってどんなところ？」や「写真で見る法務省！」では、図や写真付きで詳しく説明しています。法務省について理解できたら、「法務省クイズ」にも挑戦してみましょう！



一人で悩まないで！ いつでも相談してね！！

学校やSNS、家族のことで悩んでいるけど、誰にも話すことができない…
法務省では、そんな相談を受け付けています。

こどもの人権

「いじめ」にあって学校に行きたくない、家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力を受けている、親の宗教のことで悩んでいるなど、先生や親には話しにくいけど、このままではどうしたらいいか分からない、誰も気づいてくれない…

このような悩みがあったら、迷わずに相談してください。「まわりでこんなことで困っている人がいる」という相談でもいいです。
秘密は守ります。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君
人KENあゆみちゃん

電話で相談する

すぐに相談したいときは **0120-007-110**

受付時間は、朝8時30分から夕方5時15分まで（月曜日から金曜日まで）

ミニレターで相談する

ミニレターは、5月～7月の間に学校でくばられます。すぐにほしいときやもっとほしくなったときは、0120-007-110（こどもの人権110番）に電話をすれば、ミニレターを送ります（お金はかかりません）。保健室や図書室、地域の図書館に置いている場合もあります。

eメールで相談する

相談窓口はこちら ※相談の返事には何日かかります。

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

LINEで相談する

公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」を友だち登録してご相談ください。
相談内容を入力する前に「ご相談はこちら」をタップしてください。

検索ID @linejinkensoudan



おとうさん・おかあさんの離婚で悩んでいるあなたへ



お母さん・お父さんがけんかばかりしてる…別れるのかな…今、大変な思いをしているあなた
つらいときは一人でもまんしないで近くの人に話してみましょう。相談できるところもあるよ。
家族のかたちは変わるかもしれないけれど、
お父さん・お母さん、おじいちゃん・おばあちゃんとあなたとの関係は変わりません。
お母さん・お父さんの離婚（りこん）について
知りたいと思うようなことをまとめてみました。

▶ <https://www.moj.go.jp/MINJI/top-child.html>



「法務省」のこと もっと知りたい! 学びたい!

イベントに参加してみよう!

どなたでも参加できます!

法の日フェスタ in 赤れんが

▶ 毎年10月第一土曜日

毎年10月1日の「法の日」に合わせて法務省でイベントを実施しています。模擬裁判や模擬取調べなど「法」や法務省のお仕事を楽しく学べるプログラムがたくさん!



昨年のイベントの
様子はこちら!



小・中・高校生のみなさん向け!

こども霞が関見学デー

▶ 毎年8月上旬

夏休み期間中、小・中・高校生の皆さんに、法務省のお仕事について楽しみながら知ってもらうイベントを実施しています!



昨年のイベントの
様子はこちら!



法務省を見学したい!

小・中・高校生のみなさん向け!

学校の学習活動で見学してみよう!

法務省を見学して、法務省のお仕事について学ぶことができます。



お申込みは
こちら!

どなたでもどうぞ!

法務史料展示室に行ってみよう!

法務史料展示室の詳細は48ページをご覧ください!



まずはネットで調べてみよう!

▶ 法務省ホームページ

法務省について調べたいときは、まずこちらから! 採用情報や各種相談窓口などもご案内しています。



▶ YouTube 法務省チャンネル

法務省の施策をわかりやすく解説したPR動画やイベントのアーカイブ動画などを掲載しています。気軽にみられるショート動画もあります!



▶ 法務省公式X

法務省のイベント案内、皆さんに知っていただきたい取組、ホームページの更新情報などをタイムリーに発信します!



▶ 各部局のSNSアカウント

X、Instagram、フェイスブックなどで、法務省の各部局の情報をわかりやすく発信しています。気になるアカウントはぜひフォロー!



広報誌などもあります

法務省だより あかれんが

法務省の施策や取組を紹介する広報誌! 3月に1回発行しています。法務省のホームページからご覧ください!

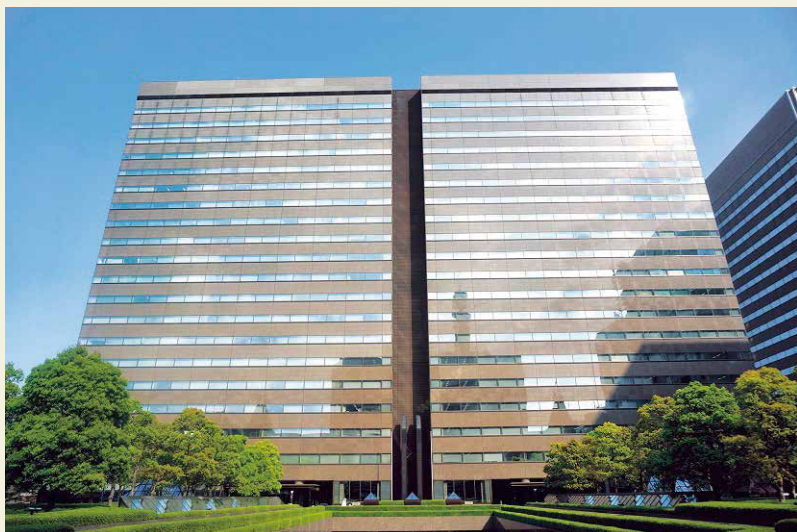


各種パンフレット・リーフレット・ポスター

法務省では、こちらのパンフレット以外にも、各部局がパンフレット・リーフレット・ポスターなどを作成しています。どんなパンフレットがあるのかは、こちらからご覧ください!



「法務省」のこと
もっと知りたい! 学びたい!



中央合同庁舎第6号館

法務省のある中央合同庁舎第6号館A棟は、地上21階地下4階からなる建物で、建物内は、機能的に北側（写真左側）の「法務ゾーン」と南側（写真右側）の「検察ゾーン」に二分されています。また、外壁には、赤れんが棟の色と調和する風格のある赤みを帯びたカナダ産御影石が使用されています。

この建物は、平成2年6月30日に新庁舎として完成しました。

アクセス

● 地下鉄

東京メトロ有楽町線
桜田門駅から徒歩1分

東京メトロ丸ノ内線・日比谷線
霞ヶ関駅から徒歩3分

東京メトロ千代田線
霞ヶ関駅から徒歩5分

都営三田線
日比谷駅から徒歩6分

● JR

山手線 京浜東北線
有楽町駅から徒歩10分



MOJ 法務省

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

電話 03-3580-4111（代）

編集／法務省大臣官房秘書課広報室



法務省ホームページ
<https://www.moj.go.jp/index.html>



法務省公式X
@MOJ_HOUMU
https://x.com/MOJ_HOUMU



YouTube
法務省公式チャンネル
MOJchannel
<https://www.youtube.com/user/MOJchannel>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。